

### Ⅲ 本園におけるこれまでの取組

#### 1. 保存における取組の現状

##### 1-1 遺構の保存

本園は、「茅町遺跡」「湯島貝塚」として埋蔵文化財包蔵地となっている。そのため、本園では整備に伴った遺構調査が何度か行われており、その際いくつかの遺構が発見されている。文化庁が土地を所有してから現在までに計画区域内で実施された遺構調査を下記の図と表にまとめる。

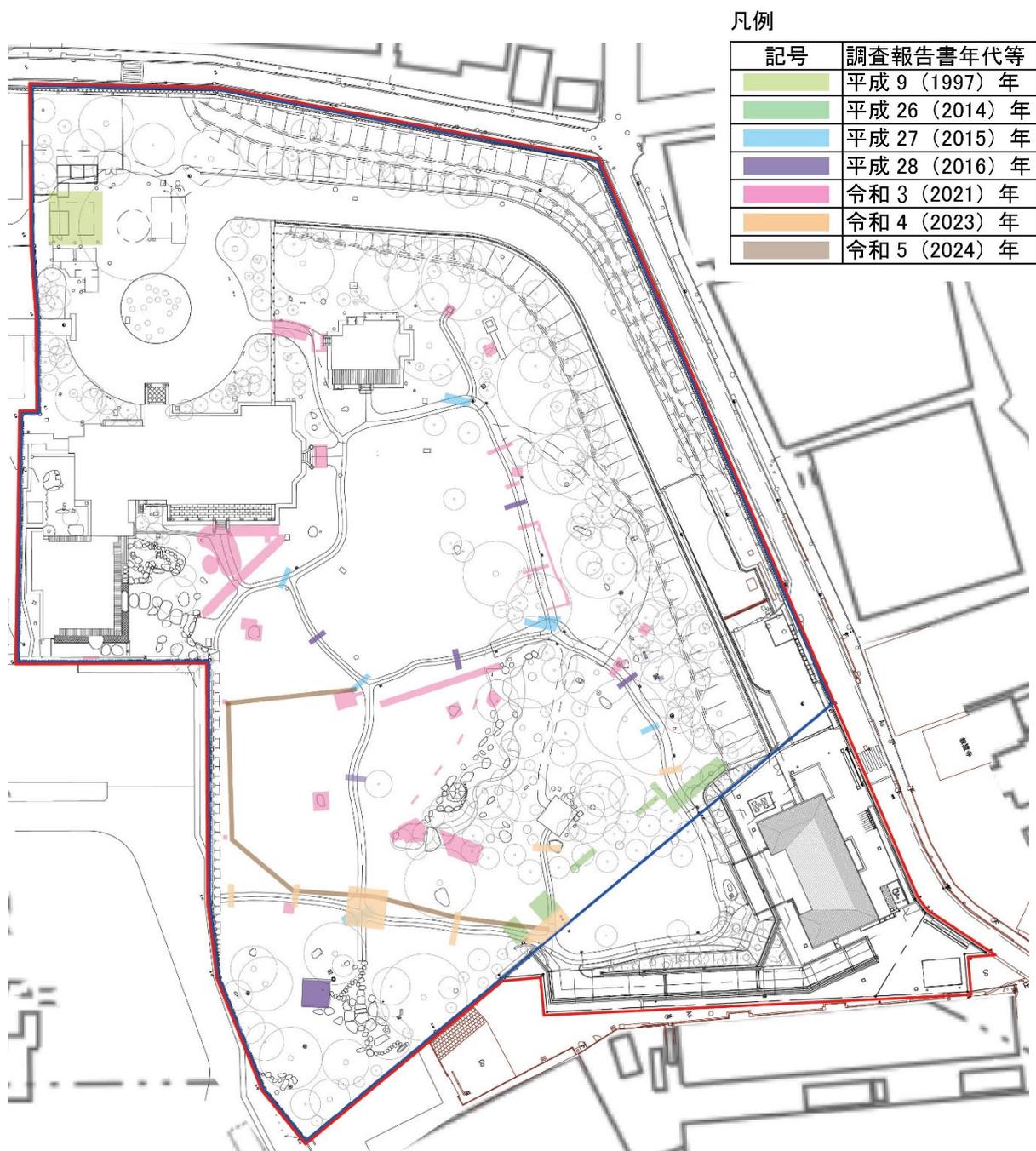


図3-1 令和5（2023）年時点までの遺構調査 位置図  
 国土地理院地図（白図）に計画図を重ねて作成

### Ⅲ 本園におけるこれまでの取組

特に、平成 26（2014）年～令和 5（2023）年の発掘では、岩崎久彌時代の園路遺構・排水桝・排水管等を大正 6 年の附実測図に近い位置で発掘し、附実測図と実際の遺構との整合性を確認した。また、洋館横の用途不明の煉瓦基礎、洋館の階段に附帯する縁石の発掘や、稲荷神社跡の横から手水鉢基礎を発掘するなど、附実測図に記載は無いが岩崎家に関連すると推察される遺構を発掘した。

表 3-1 令和 5（2023）年時点までの遺構調査一覧

No	年代/タイトル	発行機関	概要（出土物等）
1	【年代】平成 9（1997）年	台東区湯島貝塚遺跡調査団	<ul style="list-style-type: none"> <li>縄文時代の土器や遺構、古代の住居址、近世の地下式坑</li> <li>その他縄文～近世にかけて多数の陶器・土器・動物遺存体</li> </ul>
	平成 9 年 旧岩崎家住宅所在遺跡 消防施設建設工事に伴う発掘調査報告書		
2	【年代】平成 26（2014）年	東京都東部公園緑地事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>近世と近代等の陶磁器片と瓦片等数点</li> <li>法面天端等の遺構は確認できず</li> </ul>
	平成 26 年 3 月 台東区湯島・茅町（台東区No.10・35）遺跡試掘調査報告書（旧岩崎邸庭園埋蔵文化財試掘調査委託）	加藤建設株式会社	
3	【年代】平成 27（2015）年	東京都東部公園緑地事務所 加藤建設株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>縄文～現代にかけて多数の陶器・土器・建設資材（石材、瓦、煉瓦等）・ガラス瓶・動物遺存体</li> <li>岩崎家当時の庭園の園路と江戸時代の小土杭の遺構一部</li> </ul>
	平成 27 年 7 月 台東区都立公園埋蔵文化財試掘調査概要報告（台東区湯島・茅町（台東区No.10・35）遺跡）		
4	【年代】平成 28（2016）年	東京都東部公園緑地事務所 加藤建設株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧岩崎邸庭園芝庭実施設計に必要な、園路遺構の確認</li> <li>園路遺構、既存構造物（四阿土間基盤、桝 1・2、香月亭舊蹟碑、宝きょう印塔、灯籠）の設置時期、桝の配管状況（一部）の確認</li> </ul>
	平成 28 年 8 月 台東区都立公園試掘調査委託試掘調査報告書（台東区湯島貝塚・茅町（台東区No.10・35）遺跡）		
5	【年代】令和 3（2021）年	東京都東部公園緑地事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途不明の煉瓦基礎（洋館南側）</li> <li>園路遺構</li> <li>榊原家時代の物と思われる石積</li> </ul>
	旧岩崎邸庭園芝庭復元工事（工事に伴う発掘調査）		
6	【年代】令和 4（2022）年	台東区 加藤建設株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路遺構と植栽設置予定箇所の遺構</li> <li>縄文～近世にかけての土器・磁器・陶器・近代磁器・炆器・建築資材（瓦・石製品・煉瓦・金属製品・ガラス製品・タイル等）</li> </ul>
	旧岩崎邸庭園遺構調査委託試掘調査報告書		
7	【年代】令和 5（2023）年	台東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理所の周辺整備工事に関わる遺構調査</li> <li>縄文～近世・近代の土器・磁器・炆器・銭貨・建築資材（貝殻片・瓦・煉瓦・タイル等）</li> </ul>
	旧岩崎邸庭園管理所周辺整備に係る遺構調査委託 調査概要報告書	大成エンジニアリング株式会社	

## 1-2 植物の管理

### （1）本園の構成種

本園では平成13（2001）年度に植物現況調査を行っており、それによると、針葉樹6種17本、落葉広葉樹12種73本、常緑広葉樹20種313本、特殊樹1種20本、計39種、423本の高木が存在する。

優占している樹種は、高木では、モッコク、モチノキ、低木では、オオムラサキツツジ、サツキツツジである。また、地被の面積では、コウライシバが本園の大部分を占めている。

シラカシやケヤキ、スダジイなどが背景樹群の骨格を形成していて、撞球室周辺にはヒマラヤスギが点在している。背景樹群の高木類は樹高・幹周り・樹冠幅からみても、大半は老齢化が進んでいることが推定される。

芝生地と背景樹群の緩衝部では、サクラ類、カエデ類などが多く配植され、四季の庭園景観を構成している。

### （2）高木の維持管理

本園では、いくつかの樹木が老齢化・巨大化し倒木の危険や、落枝の危険があった。

そこで令和2（2020）年に、安全管理上・構造物支障・景観等支障・利生活上・生育環境上の5つの視点から評価した既存樹カルテを作成し、支障木を抽出した。また、史資料から個々の樹木の経歴を調査し、大正期からの樹木・大正期には存在していなかった樹木・経歴不明の3つに分類した。現況と経歴の2つの評価基準を元に、支障木については植替えや伐採を含む対応を決定した。

この結果を元に、令和3（2021）年度の芝庭復元工事で、主に以下の項目を実施した。

- ・大正期には存在していなかった支障木の伐採
- ・主に背景樹群の中の、倒木・落枝の危険のある高木の伐採
- ・撞球室周辺のヒマラヤスギの植替え



図3-2 更新前のヒマラヤスギ  
平成31（2019）年頃撮影



図3-3 更新後のヒマラヤスギ  
令和4（2022）年3月14日撮影

支障木については、令和3（2021）年度の芝庭復元工事で対応しているが、車回しのトウジュロの衰退や、車回し周辺のモッコクの間延びなど、今後も植替えや伐採を含む対応を検討する必要がある。

(3) 低木・地被類の維持管理

1) 低木の維持管理

本園を構成する重要な要素として雪見灯籠周辺の景観があるが、雪見灯籠周辺の大刈込は、令和3（2021）年の芝庭復元工事で古写真を元に復元されたものである。サツキツツジとオオムラサキツツジで構成された大刈込は、景石を隠すことなく併せて鑑賞できるように、高さを抑えた維持管理が必要である。



図3-4 復元した雪見灯籠周辺のツツジ類  
令和6（2024）年9月16日撮影

2) 地被類の維持管理

本園を構成する重要な要素として芝生地がある。この芝生地も園路とともに令和3（2021）年の芝庭復元工事で古写真を元に復元されたものである。芝生地と園路の堺には特に仕切りはなく、ツル切りなどの維持管理によって見切り部分を明確に処理する必要がある。

また、書院庭の石組み周辺・斜面地の地被類は適宜補植を行っており、補植の他にも除草やササ類の刈込みによって景観を維持している。



図3-5 書院庭の石組み周辺の地被類  
(ジャノヒゲ、シャガ、ハラン、ツワブキ、コグマザサ等が植栽されている)  
令和4（2022）年2月18日撮影

## 2. 活用における取組の現状

### 2-1 都立庭園として開園後の利用の状況

利用における取組の現状を把握するため、近年の来園者の動向と利用について、以下に整理する。

#### (1) 来園者の動向

本園の平成 20（2008）年度から令和 5（2023）年度までの来園者数の推移を表 3-2、月別利用者数の推移を表 3-3 に示す。

春期の花見シーズンや、正月開園時期及び秋（10～11 月）の利用が多い。周辺には上野恩賜公園などが位置しており、それらのイベント時に合わせて利用者が増加する傾向がある。

表 3-2 旧岩崎邸庭園の入園者数（単位：人）

年度	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)
総来園者数	214,816 人	256,525 人	331,267 人	219,080 人	215,752 人	196,302 人

年度	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
総来園者数	211,404 人	228,770 人	203,656 人	192,750 人	173,477 人	152,379 人

年度	令和 2 年度 (2020) ※	令和 3 年度 (2021) ※	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
総来園者数	39,901 人	50,202 人	131,658 人	153,488 人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の期間については臨時休園した。

令和 2（2020）年 3 月 28 日～令和 2（2020）年 5 月 31 日

令和 2（2020）年 12 月 26 日～令和 3（2021）年 6 月 3 日

令和 4（2022）年 1 月 11 日～令和 4（2022）年 3 月 21 日

表 3-3 旧岩崎邸庭園の月別利用者の推移（単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	令和 5 年度 153,488 人	11,579 人	15,637 人	8,850 人	6,752 人	6,280 人
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	17,925 人	18,088 人	12,658 人	11,491 人	14,285 人	18,865 人

#### (2) 主要施設の利用状況

本園は洋館、和館（大広間）、撞球室の 3 棟と、宅地（庭園）が重要文化財（建造物）に指定され、東京都が所有者である国から管理許可を受け、管理運営を行っている。

建造物の見学にはボランティアガイドにより 45 分程度洋館、和館（大広間）内を解説する「定例ガイド」を 1 日 2 回行っている※。また、洋館の地下と撞球室へ続く地下通路を見学する「地下・撞球室ガイド」（毎月 15 日 10 時～、13 時～ 計 2 回 各 40 分程度、定員各回 10 名）を実施している。

### Ⅲ 本園におけるこれまでの取組

また、和館（大広間）では有料の喫茶サービスを提供している。

このほか、洋館では、生花展示や出土品展、講演会、コンサートといったイベントが行われており、令和3（2021）年10月からは、婚礼、成人式、七五三等の撮影（館内撮影パッケージ販売事業）を開始した。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2（2020）年3月から令和4（2022）年5月8日まで休止した。

#### 2-2 多様化するニーズへの対応

---

2-1の利用の状況より、本園の来園者数は平成20（2008）年以降20万人前後で推移しており、外国人来園者数も増加している。多様な来園者ニーズに対応するため、本園で実施してきた取組を以下に示す。

##### （1）開園時間

本園は原則、年末年始を除いて毎日開園している。開園時間は、原則午前9時から午後5時までである。

##### （2）園内行事の充実

本園では、旧岩崎邸庭園の特徴を体感できる様々な行事を年間を通して実施している。令和4（2022）年度に行った主な行事を表3-4に示す。

主な園内行事として、金唐紙を楽しむウィークでは、金唐紙の展示や製作体験ワークショップを開催したほか、令和3（2021）年度の芝庭復元工事での出土品の展示とパネル解説や、旧岩崎邸ミステリーツアーと題して、非公開の地下室や塔屋を活用したイベントを実施するなど、旧岩崎邸の魅力を活かしたイベントを実施し好評を得ている。

その他、7月には七夕飾り、12月には、門松づくりなど技能職員による解説付き見学会、1月には正月開園に合わせたイベント、2月には庭さんぽとして、庭園職員によるテーマを決めた庭園案内を開催するほか、ボランティアガイドによる定期的な庭園ガイド等、季節に合わせたイベントを行った。

これまでに他の都立庭園と連携して開催されたイベントは、江戸東京リシンク展-旧岩崎邸庭園で見るアートが紡ぐ伝統産業の未来-（2022年東京都・江戸東京きらりプロジェクト主催・オンライン開催）や、岩崎家ゆかりの都立庭園（六義園、殿ヶ谷戸庭園、清澄庭園）と連携した岩崎家ゆかりの都立庭園歴史紹介展（2017年・パネル展示）などがある。

また、令和5（2023）年度には芝庭復元工事完了記念イベントとして、芝庭を含めたミステリーツアー、芝庭を使ったコンサート等を開催した。

東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

表3-4 旧岩崎邸庭園年間行事（令和5（2023）年度）

時期	事業名	内容	種別	参加人数
4月8日	東京・春・音楽祭～桜の街の音楽祭～	東京・春・音楽祭実行委員会との共催によるコンサートの開催	自主事業	173人
4月29日～5月7日	ゴールデンウィークの催し	クイズラリーやデジタル紙芝居等催し	イベント	9,561人
7月1日～7日	七夕飾り	来園者参加による短冊等の飾りつけ・七夕飾りの展示	イベント	1,584人
7月28日～8月28日	夏のいい庭(28日)キャンペーン!	歴史ある貴重な文化財庭園の価値や魅力を、より多くの方に知っていただくための催し【150周年事業】	自主事業	6,656人
9月23日	管理所新築記念講演会	管理所新築記念に講演会（建築）を実施する	イベント	76人
10月7日	まちなかコンサート	（公財）東京都歴史文化財団等と共催で行う、音楽コンクール入賞者を中心とする出演者によるコンサート	自主事業	504人
10月14日～12月10日	紅葉めぐりスタンプラリー	都立庭園の紅葉の見ごろに合わせたスタンプラリー	自主事業	1,861人
10月21日	金唐紙を楽しむウィーク	金唐紙の展示や製作体験ワークショップ	イベント	18人
10月23日～11月26日	芝庭復元工事完了記念イベント	和と洋の屋外コンサート等芝庭を活用したイベントを実施する	自主事業	狂言：697人 芝庭ガイドツアー：47人
11月25日	旧岩崎邸ミステリーツアー	非公開の地下、塔屋等を活用したイベント	自主事業	248人
11月26日	午後のミニコンサート	東京藝大関係者を中心とする出演者によるコンサート	自主事業	135人
12月23日	伝統技能見学会	技能職員による解説付見学会	イベント	108人
1月2日・3日	正月開園・催し	新春に相応しい催し	イベント	982人
2月24日	庭さんぽ	庭園職員による庭園案内	イベント	19人
3月1日～10日	江戸東京リンク展	旧岩崎邸庭園にある伝統的な建築技術や工芸品をしっていただく展示、ワークショップを実施	自主事業	7,137人
通年開催				
毎日 ※8月を除く	庭園ガイドボランティア	庭園ガイドボランティアによる庭園案内	都民協働	合計：11人
第2木曜日 ※8月を除く	撞球室特別ガイド	庭園ガイドボランティアによる撞球室や地下室を含めた庭園案内	都民協働	合計：113人
毎週木曜日	生花の展示	公園友の会ボランティア 花ふじフラワースクールによる室内の生花展示やイベントの実施	都民協働	-
11月16日 12月4日 1月15日 2月8日	庭園管理作業ボランティア	庭園管理作業ボランティアによる園内作業	都民協働	11月：3人 12月：4人 1月：1人 2月：3人
4月～7月・9月～3月	館内撮影パッケージ販売事業	開園時間外を活用した婚礼前撮り、七五三・成人式撮影の実施	自主事業	合計：60件



図3-6 平成17(2005)年オータムコンサート



図3-7 令和元(2019)年フラワーショー

#### (4) ユニバーサルデザイン

都立庭園では、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザインの対応として、文化財庭園の本質的価値を損なわないよう配慮しながら、人的サポートや福祉用具使用などの管理運営による対応や施設整備による対応を検討し、砂利道用車いすの無料貸出、車いす通行可能ルートのご案内、多機能トイレの設置などを行っている。現在、本園では、図3-8のように、急な坂道があるためエレベーターで庭園に上がるルートと、車いすで園内を通行できるルートを設定している。

また、外国人来園者への対応として、窓口での英語による案内の他、日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、フランス語、スペイン語表記の庭園パンフレットを作成し、配布している。

#### (5) 自動体外式除細動器(AED)など高齢社会への対応

高齢化の進行に伴い、本園の来園者も高齢者が多く、転倒や熱中症などの事故が発生している。本園ではAEDが2カ所常備されており、アルバイトも含めた庭園職員に対し応急手当やAEDの研修を毎年実施している。また、一部の職員は上級救命士の研修を受けている。熱中症対策として熱中症対策キット(保冷剤、経口補水剤等)を常備し、冷房の入った部屋で休むことができるようにしている。

東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）



図3-8 動線計画（配置図）

### 3. 整備における取組の現状

整備における取組の現状をゾーンごとに以下に示す。

#### (1) アプローチとその周辺の景観ゾーン

##### 1) 便益施設等の整備

平成7（1995）年に、文化財の建造物を保護するための放水銃6基、貯水槽75t、消防用ポンプ室とそれに関する配管を設置した。また、平成13（2001）年に、都立庭園開園のための準備として、車回し周辺に仮設の管理所、トイレ、作業倉庫を新設した。

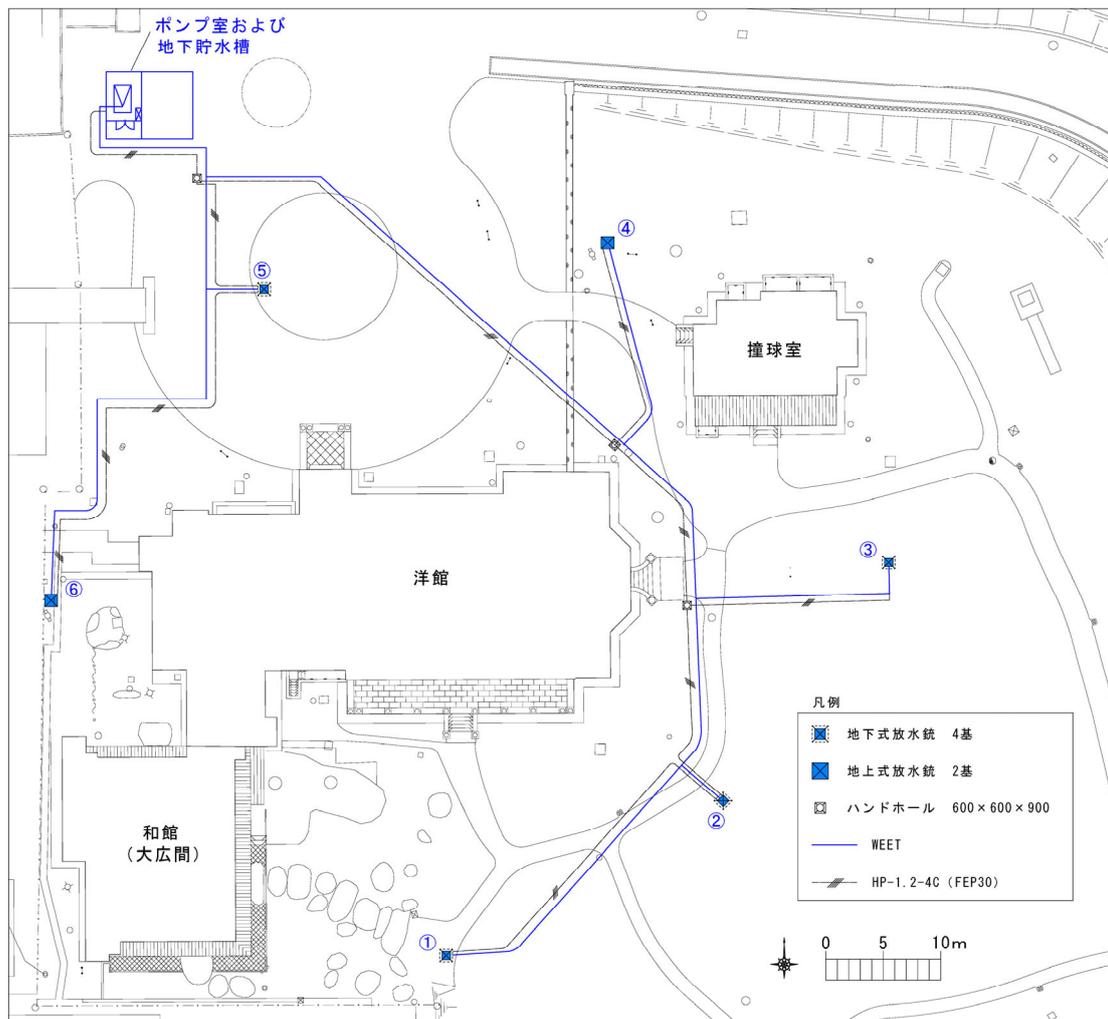


図3-9 防災設備配置図

平成7（1995）年度 重要文化財旧岩崎家住宅保存修理工事 工事図面を元に作成

平成23（2011）年に、岩崎久彌時代に敷地の一部であった池之端文化センター跡地（約2,474㎡）、後の附帯園地部分を東京都が取得し、並行して旧岩崎邸庭園の一部として開園するための検討を進めた。その後令和5（2023）年には、芝庭の復元整備に伴い、附帯園地にサービス施設と管理施設を併設した3階建ての管理所を新設した。今後、車回し周辺の修景と共に旧管理所等を撤去する方針である。

東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）



図3-10 旧管理所とトイレ  
令和4（2022）年3月撮影



図3-11 3階建ての管理所  
令和5（2023）年撮影

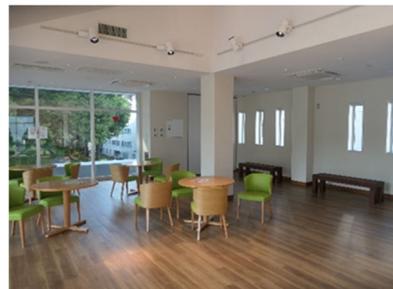


図3-12 管理所3階休憩スペース  
令和5（2023）年撮影



図3-13 管理所1階展示スペース  
令和5（2023）年撮影

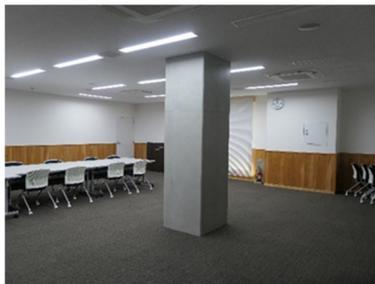


図3-14 管理所2階多目的室  
令和5（2023）年撮影



図3-15 管理所エレベーター  
令和5（2023）年撮影

平成15（2003）年前後に、坪庭に和館の喫茶利用のための水屋を設置した。また、平成27（2015）年に坪庭の修景として、中低木の撤去・補植、景石・灯籠の傾きを修正し、建仁寺垣の更新を行った。



図3-16 和館坪庭修景時の写真 石造物・景石の配置は変更せず修景している  
平成27（2015）年 旧岩崎邸庭園維持管理マニュアルより抜粋

2) 庭園施設・石造物等の整備

平成 23 (2011) 年度には東日本大震災によって全域の石造物（七層石塔と宝篋印塔、4 基の灯籠、1 基の井筒、附洋館北面袖塀の一部）が数個、損壊する等の被害（図 3-17）があり、その後、補修が行われた（図 3-18）。

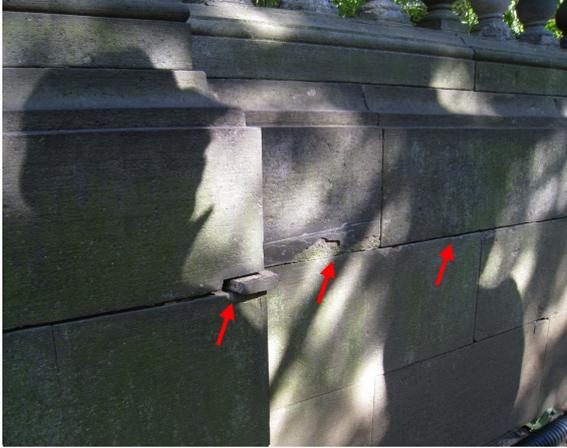


図 3-17 東日本大震災での附洋館北面袖塀破損箇所  
矢印部分でズレが生じている  
平成 23 (2011) 年 4 月 4 日撮影



図 3-18 傾倒した春日灯籠の据直しの様子  
平成 23 (2011) 年 旧岩崎邸庭園石造物補修  
工事報告書より抜粋

## 東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

### （２）洋館・撞球室を含む芝庭の景観ゾーン

本園は平成 16（2004）年に全面開園しているが、開園当時の芝庭部分は国有財産時代の改変によって、岩崎久彌時代の景観が失われた状態であった。その後、史資料調査や遺構調査を基に復元整備が進められ、今日の姿になっている。

#### 1）芝庭の復元整備

芝庭復元に関する報告書の概要について、表 3－5 に示す。

表 3－5 芝庭復元に関する報告書

年代	タイトル	内容
平成 26（2014）年度	旧岩崎邸庭園 芝庭基本設計	復元の時代設定・作庭意図の考察、芝庭園路の復元方法の検討、新規区画における整備方針の策定、芝庭基本設計
平成 27（2015）年度	旧岩崎邸庭園 芝庭実施設計	復元の時代設定、附実測図の園路と遺構調査との整合精査（調査の追加）、芝庭の復元方針の検討（園路・石造物）、芝庭中央園地実施設計
平成 28（2016）年度	旧岩崎邸庭園芝庭一部実施設計	附実測図の園路と遺構調査との整合確認、芝庭の復元方針の検討（園路・石造物・四阿）、新規区画実施設計
平成 29（2017）年度	旧岩崎邸庭園芝庭等一部実施設計	管理・便益施設整備方針の検討（新管理所・馬車廻し）、新管理所意匠の整備方針の策定、芝庭の復元方針の策定（園路・石造物）、新規区画排水修正設計
平成 30（2018）年度	旧岩崎邸庭園芝庭等修正設計	管理所三階整備方針の策定、芝庭の復元方針の策定（園路・石造物・四阿）、芝庭景観（植栽）の復元方針の検討、新規区画排水修正設計（条件変更）
平成 31（2019）年度	旧岩崎邸庭園芝庭復元修正設計	芝庭景観（植栽）の復元方針の検討、既存木カルテの作成、芝庭一部修正設計（植栽変更）、新規区画大量排水事前協議資料の作成
令和 2（2020）年度	旧岩崎邸庭園芝庭復元調査委託	芝庭景観（植栽）の復元方針の策定、芝庭エリア植生修正設計
令和 3（2021）年度	旧岩崎邸庭園園地改修基本・実施設計	岩崎邸庭園の保存・復元に関する分科会での検討結果を踏まえ、芝庭植栽等の修正設計
令和 4（2022）年度	旧岩崎邸庭園芝庭復元修正実施設計	岩崎邸庭園の保存・復元に関する分科会での検討結果を踏まえ、芝庭植栽等の修正設計

2) 芝庭の復元整備の考え方

本園は平成 26 (2014) 年から、岩崎久彌時代を庭園としての完成度が高められた時代とし、「茅町本邸内実測図 (附実測図) (図 2-1)」を根拠図として復元整備が進められてきた。復元整備における基本的な考え方は下記の通りである。

①復元の時代設定

◆岩崎家の (久彌) と茅町本邸の歴史

○旧岩崎邸庭園の芝庭は、彌太郎時代の「和風庭園」から始まり、彌太郎時代の地割を踏襲した「前期芝庭」を経て、大正 6 年の茅町本邸実測図に見られる久彌自身による「後期芝庭」が造られたと推測できる。

◆茅町本邸実測図の作成意図の考察

○久彌が社長を退任した大正 5 年以降の晩年期は、岩崎家として私的に事業活動を展開し本邸で濃密に過ごした時代であり、本邸建替えなどの計画があったことから庭園にも目が向けられ、庭園の整備や維持を考えていくうえで実測図が必要となり作成されたものと推測できる。

◆復元の時代設定

「久彌による庭園」として芝庭の完成度が高められた「大正から昭和初期」

○重要文化財である建物と庭との一体性を考えた場合、現在の洋館の姿であるサンルームが増築された明治 44 年以降に造られた庭園の復元が文化財としての価値を高めることから、後期芝庭として完成度が高められた茅町本邸実測図 (大正 6 年) を根拠に大正から昭和初期の芝庭を復元する。

②芝庭の景観構成と作庭思想

○旧岩崎邸庭園の芝庭には、洋風と和風の 2 つの景観構成軸 (風景軸) が存在し、中央芝生園地は和洋の庭園意匠を調和させる中間領域的な場でもあり、極めてシンプルな芝生の構成が本庭園の特徴である。

○広々とした芝生、園路の線形や舗装材料、前景として植栽された樹種や配植、大振りの捨石などに明治期の芝庭との共通性を認めることができる。

○芝庭は和館の大広間、特に大床前の主座を視点場とした庭への風景 (和風軸) が最も重要な景観軸であり、和館前庭の松と芝生だけの近景、近景の松越しに見える雪見灯籠を添景とした主景 (中景)、雪見灯籠を添景とした奥行きのある背景 (遠景) の 3 つの景で構成されている。

令和 2 (2020) 年 3 月 旧岩崎邸庭園芝庭復元修正設計 報告書より

## 東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

また復元整備にあたって、往時の園路景観を復元する「復元エリア」と、バリアフリー園路（幅員を広く調整した砂利舗装材ありの砂利敷園路）など庭園の周遊性と利活用を高める「整備エリア」に分けて、芝庭景観を整備している（図3-19）。各構成要素の整備の考え方については表3-6の通りである。

2つのエリアの復元・整備方針は下記の通りである。

- 復元エリア
  - ・附実測図が作成された大正期から健全に時間を重ねた景観として現代に表現
- 整備エリア
  - ・復元エリアとの調和と外周景観の緩衝を図りつつ景観を整理

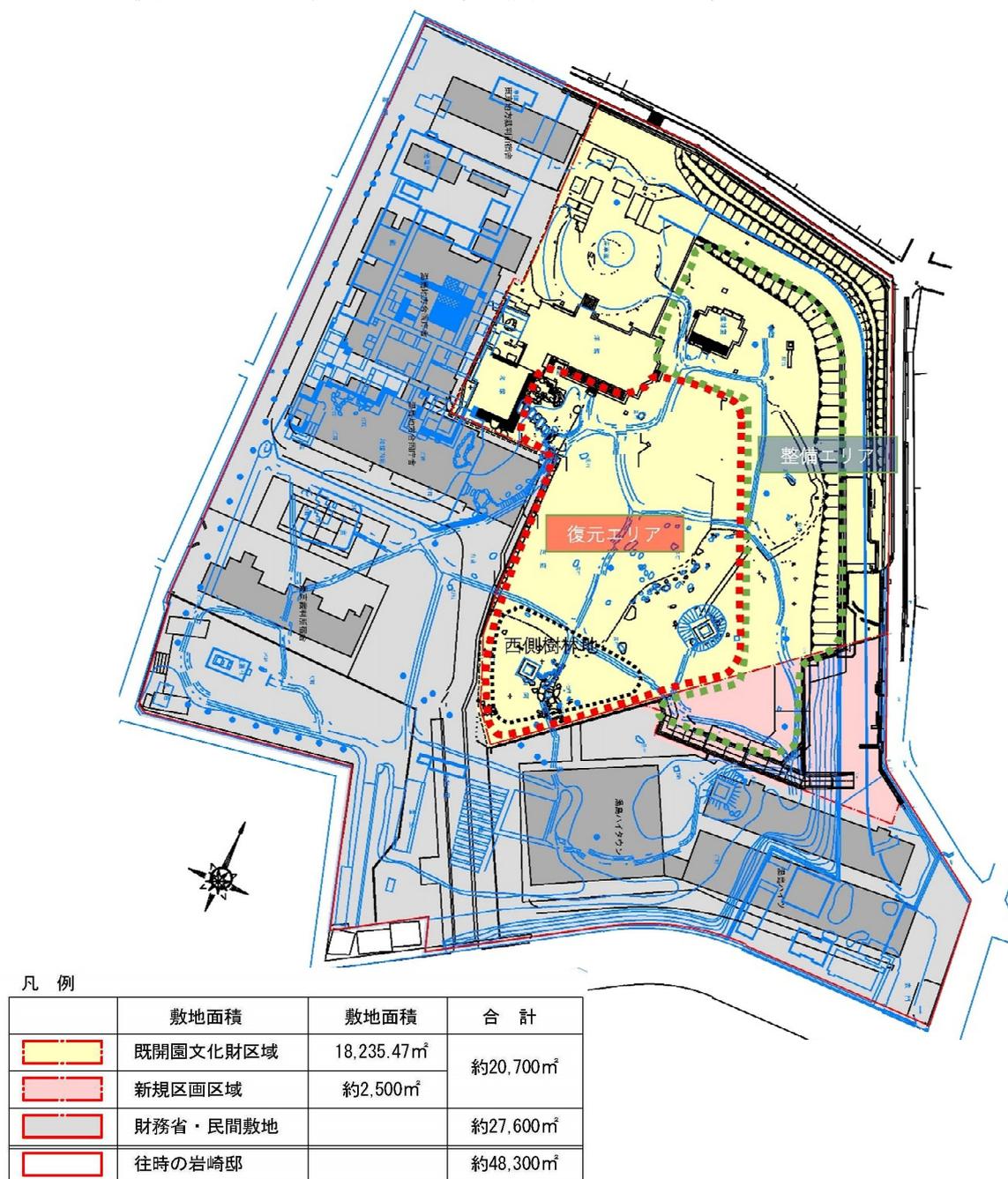


図3-19 復元エリアと整備エリア 位置図

令和2（2020）年12月 旧岩崎邸庭園芝庭復元調査委託報告書より抜粋

### Ⅲ 本園におけるこれまでの取組

表 3-6 令和 2 (2020) 年時点での復元整備の考え方

内容	復元要素		復元方針
基本方針	復元の時代設定		実測図が作成された大正中期の庭園を復元
実測図	作成意図		庭園の整備や管理を考えていくうえで実測図が必要となり作成
園路	園路線形	復元エリア	実測図に基づき復元
		整備エリア	バリアフリー園路とし庭園の周遊性と利活用を向上
	園路幅員	復元エリア	実測図に基づき復元
		整備エリア	まちづくり条例及び管理車両の通行に配慮し幅員 2.0m
園路高		園路遺構の利用も考慮しつつ現況地盤高を基本に園路高を設定	
地形	中央芝生園地		現況の地盤高を往時の地盤面として利用
	新規区画沿い		近傍の園路遺構高を基に、攪乱盛土された範囲の地盤を切り下げ
石造物 (景石)	景石の特定		実測図と古写真との整合性を確認
	配石		遺構調査により痕跡を確認し復元 痕跡を確認できない場合は、その状況を調査し有識者に確認し判断
	取外し・再利用		公開活用上支障となる石は記録に残し保管または近傍に移設・再利用
	西側樹林地		当面現状保存とし新知見が得られた時点で復元を検討
建造物	西側四阿	土間	新知見が得られた時点で再検討
		本体	土間の改変が可能な場合に復元を検討
	東側四阿	土間	遺構断面調査または新知見が得られた時点で再検討
		本体	新知見が得られた時点で検討
景観 (樹木)	復元・整備方針	全体	実生木等も含め整備のための景観的な復元
		復元エリア	実測図が作成された大正期から健全に時間を重ねた景観として現代に表現
		整備エリア	復元エリアとの調和と外周景観の緩衝を図りつつ景観を整理
	整備手法	景観木の特定	実測図に基づき古写真との整合性を確認
		昭和 43 年樹木調査図	古写真との整合性を得られることから大正時代の植生を継承したものとして復元根拠図として位置付け
		植栽推測図	昭和 43 年調査図を基に平成 13 年調査図との整合図を作成し大正時代の古写真を照合
		支障木	既存木カルテを作成し樹木の課題・機能の視点から評価 古写真と整合できる主要木については植替え(後継樹)
		新規植栽整備	大正期の植栽推測図を基に景観を再現すると共に、庭園としての景観バランスを補うために新たに補植 復元エリア：既存の空間バランスを勘案しつつ再現 整備エリア：往時の構成樹種を用いて修景

■ 整備工事に関する箇所

※「令和 2 年度 旧岩崎邸庭園芝庭復元調査委託 報告書」から抜粋の表を色分け

### 3) 庭園施設・石造物等の整備

平成 23（2011）年度には東日本大震災の影響で毀損した石造物を補修したが、園内の庭園施設、石造物は、毀損しているものも少なくない。特に、経緯が確認されている庭園施設、石造物については修理の必要がある。経緯不明の庭園施設、石造物についても保存する必要があり、毀損した場合は可能な限り修復する。

各要素の毀損の度合い等は調査が進んでいない部分も多く、今後調査を進め有識者や関係機関等と協議し、毀損部分を修復する必要がある。

以下に、現在確認されている主な毀損箇所を挙げる。



図 3-20 稲荷神社跡の台座部分  
令和 4（2022）年 1 月 25 日 撮影



図 3-21 東四阿跡のクラック  
令和 4（2022）年 撮影



図 3-22 西四阿跡の陶板の欠け  
令和 4（2022）年 撮影



図 3-23 灯籠（灯-19 番）の倒壊  
令和 4（2022）年 5 月 20 日 撮影



図 3-24 稲荷神社跡横の手水鉢と基礎  
令和 4（2022）年 1 月 25 日 撮影



図 3-25 班女塚周辺石組みの崩れ  
令和 6（2024）年 8 月 20 日 撮影



図 3-26 アプローチ側溝の根上がり  
令和 6（2024）年 8 月 20 日 撮影



図 3-27 玉石積横側溝の欠け  
令和 6（2024）年 8 月 20 日 撮影



図 3-28 玉石積からの雨水の漏水  
令和 4（2022）年 9 月 18 日 撮影

※「玉石積からの雨水の漏水」は令和 5（2023）年に芝庭内の排水設備を新設したことでやや改善している

#### 4) 洋館・撞球室の修理工事の内容

洋館・撞球室の修理は過去に数度行われている。文化財指定されてから最初の工事は、昭和 41（1966）年度から 2 年にわたり行い、昭和 42（1967）年完了した。2 回目は、昭和 50（1975）年に行った。文部科学省（旧文部省）に移管された後の保存修理工事は平成 3 年（1991）から 13 年にわたり行い、平成 15（2003）年に完了した。

その後、平成 20（2008）年に耐震診断を行った結果、補強の必要があると判断された洋館は平成 24（2012）年に耐震補強工事を行った。各修理工事の内容は、以下に示す。

##### **洋館の修理工事履歴**

昭和 41（1966）～42（1967）年度：屋根葺替、部分補修、自動火災報知設備更新  
昭和 50（1975）年度：外壁塗装、スレート屋根補修、電気設備工事  
平成 3（1991）～平成 15（2003）年度：保存修理工事  
平成 19（2007）年度：外壁の塗装塗替、部分補修  
平成 20（2008）年度：耐震診断  
平成 22（2010）年度：壁体の実物大試験体による加力実験  
平成 24（2012）年度：耐震補強工事施工  
平成 27（2015）年度：屋根工事施工（西側屋根）  
平成 28（2016）年度：屋根工事施工（東側大屋根、その他部分修理）  
平成 29（2017）年度：外壁塗替工事  
平成 30（2018）年度：外壁塗替工事  
平成 31（2019）年・令和元年度：外壁塗替工事

##### **撞球室の修理工事履歴**

昭和 41（1966）、42（1967）年度：屋根葺替、部分補修、自動火災報知設備更新  
昭和 50（1975）年度：外壁木部補修、スレート屋根補修  
平成 3（1991）～平成 15（2003）年度：保存修理工事  
平成 20（2008）年度：耐震診断（大地震動時でも耐震性能を満たしている）  
平成 23（2011）年度：金唐革紙製作期間（物品購入）  
平成 24（2012）年度：内装等修理工事

#### 5) 和館（大広間）の修理工事の内容

和館（大広間）の修理は過去に数度行われている。各修理工事の内容は、以下に示す。

##### **和館（大広間）修理工事の履歴**

昭和 41（1966）、42（1967）年度：屋根葺替、部分補修、自動火災報知設備更新  
昭和 50（1975）年度：瓦屋根補修  
平成 3（1991）年度～平成 15（2003）年度：保存修理工事  
平成 20（2008）年度：耐震診断（中地震動時でも耐震性能が不足しており、補強が必要、煉瓦積基礎一部の沈下が進行しており（南東隅 10 年で約 5 c m）、地盤改良により沈下を抑制する必要がある）  
平成 22（2010）年度：地盤改良工事施工  
平成 23（2011）年度：耐震補強工事施工

## IV 保存活用の理念と方針

### 1. 保存活用の理念

本園の価値を守りながら、社会情勢や来園者ニーズを考慮し、多様な保存活用方策の実施を図っていくことを目的として、本園における今後の保存、活用・運営、整備に関する「理念」について、以下にまとめる。

#### (1) 保存

旧岩崎邸庭園は、岩崎久彌により造営され、明治期から昭和初期における財閥当主の生活や思考を現在に伝える貴重な邸宅庭園である。

本郷台地東端に位置する岩崎邸は、台地の縁にある立地のため江戸期から見晴らしの良さが伝えられ、岩崎久彌の所有になると、台地の地形を活かし、台地上に洋館・和館（大広間）・撞球室と主庭である芝庭が造営された。コンドルの設計した洋館と撞球室、明治期の職人の技巧が発揮された和館（大広間）には、広い開口部が設けられ、賓客をもてなす客室や大広間などの室内からでも芝庭を望むことができる。この芝庭は往時、修景地の役割を果たすと同時に、日常的な運動や園遊会などの社交場としても利用されており、芝生の利用形態に西欧文化が持ち込まれた初期の事例と考えられ、貴重なものである。

芝庭内に配置された洋風の要素と和風の要素は、地形や樹林等で区切られることなく芝庭内に併存しており、本園の特徴的な構成要素となっている。また、台地の縁には前庭として勾配のついた長いアプローチと車回しが現存している。これらの岩崎久彌時代からの園内の構成要素の殆どは往時から同じ配置であったことが附実測図で確認することができ、往時の様相や生活を知るうえで重要なものである。

本園の保存においては、近代の岩崎家の居住環境を保存し、そこで営まれたことや往時の生活を伝えることを重視し、岩崎久彌時代 <明治 29 (1896) 年 (洋館・和館の竣工年) ~昭和 20 (1945) 年 (連合軍に接収) >の庭園が、健全に時間を重ねた景観の維持を目標とする。そのため、本質的価値を構成する要素は、保存していくものとする。

また、岩崎家の所有を離れてからの庭園の改変や敷地縮小の影響により、往時の配置とは異なる位置に存在する石造物や景石類、又は古い庭園施設など往時のものの可能性が高い構成要素は、基本的に現状維持とする。本質的価値を構成する要素に準じる要素も多数あるが、それについては引き続き調査を行い、新知見が得られた際には移設を含めた取り扱いを検討する。

## (2) 活用・運営

---

旧岩崎邸を造営した岩崎久彌は、東京都に複数の庭園を寄贈し、災害などの非常時には自らの邸宅内に周辺住民を避難させるような、社会貢献の精神を持った人物であった。旧岩崎邸も往時は、非常時には避難者を受け入れ、町の祭りでは神輿を引き入れるなど、地域貢献に活用されていた。このような岩崎家の社会貢献の記録や当主である久彌の人となりや伝わるような活用方法を模索していく。

また、来園者に岩崎久彌時代の庭園の構成を伝え、明治期の華族や財閥の邸宅での生活や利用を追体験できるようなプログラムを提供していく。追体験の内容については、必要に応じて外部有識者の意見を聞くほか、来園者の意見を踏まえ、現地に即したものとする。

さらに、本園の近隣に位置する東京国立博物館、上野恩賜公園など、周辺の文化施設・歴史資源との連携を強化し、東京都の文化財庭園の歴史・文化を伝える場所として活用を図っていくほか、地域イベントと連携した活用方法を検討していく。

本園では、幅広い年齢層への普及啓発に努め、庭園や歴史的建造物の愛好者を増やし、新たなサポーターへと成長していくよう働きかけていく。また、来園した高齢者や障害者を含め全ての人々が、本園や日本の庭園文化の素晴らしさを理解できるよう、各ゾーンの空間特性を踏まえた解説や案内、追体験などの活用方策を具体化し、進めていく。

## (3) 整備

---

本園では敷地の縮小などによって庭園建築物や多くの樹木・景石・石造物が消失し、残っている記録も少ない。これら消失した多くの構成要素や明治期以降に岩崎久彌により造作された四阿などは、当時の大邸宅での生活を表す重要な要素である。このため、消失した建築物やその他景観の構成要素について、復元も含めた景観の再現を検討していく。また、整備を行う際は、岩崎久彌時代の遺構の状況や史資料に基づき検討することが重要である。さらに、遺構が地下にも残っていることが想定されるため、整備に伴い遺構が壊されぬよう保護する必要がある。

また本園は、「茅町遺跡」と「湯島貝塚」として埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれているため、岩崎家時代以前の遺構の保護にも配慮する。

便益施設等の整備にあたっては、周辺の遺構・景観に及ぼす影響を十分に考慮して検討し、庭園全体の景観に調和したものとなるように計画、設計、整備に取り組む。さらに、文化財庭園を訪れる多種多様な来園者のニーズに応え、高い満足感を与えられるように、有識者や関係機関等と協議し、細心の注意を払って計画を立案し、整備していく。また、既存の管理施設、便益施設、サイン等の案内施設等の適切な機能、規模、配置、意匠、構造等についても検討するなど、計画的な整備を行う。

## 2. 保存活用の課題

---

### （1）保存

---

保存に当たっては本園の特色を考慮し、園全体の本質的価値の保存・継承に努める。

現存する敷地のうち、主に芝庭外周部の樹林地の往時の状況について明らかになっていない部分も多い。このため、今後さらに調査研究を進め、計画の見直しを含めて検討していく必要がある。

岩崎久彌時代に整備された建築物はいずれも約 100 年が経過しており、きめ細かな維持補修を行いながら保存管理を行うとともに、集中的な修繕も検討する。

庭園では経年変化を受け入れた維持管理を行う必要がある。岩崎久彌時代の庭園景観を表す代表的な添景木は、魅力を高めるための維持をしつつ、成長や病害等、景観や環境の変化に注意が必要である。また、本園の西側は敷地境界間際に湯島地方合同庁舎が存在していて、景観へ大きな影響を与えている。一方で、本園の北東側は、本郷台地の縁であり、外周樹林があることで周囲から物理的・視覚的に区切られているので、外部からの環境圧は少ない。また、外周樹林を構成する高木類は個々が大きく遮蔽効果が大きい。そのため、高木類の育成や剪定・更新に十分な配慮と検討を行い、周辺の建築物への遮蔽効果を高めるように努める必要がある。

さらに、本園の周辺を文化財庭園に相応しい景観として保存していくためには、景観計画等を所管する庁内関連部署や台東区及び文京区と連携を図ることが重要である。

### （2）活用・運営

---

本園は、歴史的・芸術的に重要な文化資源であり観光資源でもある。今後、その価値をさらに発揮し活用・運営を行うため、近代の邸宅と庭園での暮らしぶりを追体験できるような季節や伝統行事にあわせた企画展の開催や、岩崎家の地域や社会とのつながりや社会貢献の記録、当主である久彌の人となりを理解できるような活用、ジョサイア・コンドルを紹介するなど本園を特徴づける近代の庭園や建造物をテーマにして、その作品を体感するプログラムなどの実施を検討する必要がある。

洋館 1、2 階と和館（大広間）の内部は一般公開されているが、撞球室、修理工事が完了していない洋館・撞球室の地下部分は、これまで一般公開されていなかった。また、庭園部分の復元整備が令和 3（2021）～5（2023）年に行われたことで、往時の景観が再現され公開範囲も広がった。今後、復元整備が進んだ箇所については附帯園地を含めた庭園と建造物の一体的な公開案を検討し、更に多くの来園者に岩崎邸の魅力を伝えていくことが活用・運営上求められている。

また、庭園全体の活用を進め、本園の価値を来園者に伝えていくため、より良い運営のあり方の検討が必要である。

来園者の動向を把握し、庭園の本質的価値や来園者の満足度を高められるよう、利活用の方法等について、関係機関とともに検討することが必要である。

### (3) 整備

---

本園は、連合国軍による接收後、往時の敷地範囲からおよそ4割程に縮小されている。この間に転用された敷地に存在した建造物や、庭園施設も消失した。こういった経緯を踏まえ、本園では、建造物の保存修理を行い、現存する敷地部分である芝庭については復元の検討を進めてきた。

建造物の地上部については保存修理が概ね完了しており公開可能になっているが、地下部については保存修理が済んでおらず、対処が必要となっている。

芝庭については復元整備を行い、往時の景観に大きく近づいたが、2棟の四阿は不明点も多く復元が進んでいない。不明な箇所については引き続き調査を行い、新知見が得られた際には復元を検討するなど、往時の景観の再現に努める必要がある。

また、本園は年月を経て緑が成長し、現在は地域のまとまった緑地として認識されている。一方で、園内の高木の太径化・老齢化が進んでおり、本園の景観を阻害する支障木等や、生育不良となった樹木の更新が継続的に必要になると予測される。

現在の庭園利用では、多様な人々の来園を想定し、高低差の解消や傾斜路の設置、案内板・解説板等の表記方法の充実など、様々な配慮が必要となる。こうした現代的なニーズを踏まえ、現地に即した解決を図りながら、庭園としての価値を保存するための整備が必要である。

### 3. 保存活用の方針

#### 3-1 ゾーンごとの課題と保存活用の方針

2つのゾーンごとに、課題を踏まえた保存活用の方針を示す。

表4-1 課題と保存活用方針（1/2）

ゾーン	課題	保存活用の方針
<p>①アプローチとその周辺の景観ゾーン</p>	<p>アプローチ両脇の背景樹群は、老齢化が進み、樹高も高いので、倒木や落枝のないようこまめな点検の必要がある。</p> <p>アプローチの玉石積は、岩崎久彌時代に造作されたものと、戦後に造作された、工法の違うものが混在している。</p> <p>旧管理所周辺は、便所や倉庫などが置かれ、往時の景観とは異なっている。景観の再現に配慮した、便益・管理設備の整理が必要である。</p> <p>イチョウの大径木は樹齢が高いので、今後樹勢が衰える可能性もある。慎重に生育状況を観察する必要がある。</p> <p>トウジュロの樹群は、樹齢が高く樹勢が衰えてきているのに加え、樹皮（シュロ毛）が剥かれて往時の景観とは異なるものになっている。</p>	<p><b>庭園の導入部分として入り口からアプローチを通る本来の役割を伝える。また、附帯園地側は快適なサービスを提供する管理機能を備えた場として管理する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・往時の石積みと背景樹群からなるアプローチの景観を保全しつつ、遮蔽植栽の機能も考慮して植栽管理を行う。</li> <li>・戦後に造作された玉石積は、復元も含めた取扱いを検討する。</li> <li>・アプローチからイチョウの大径木への雰囲気の再現や、トウジュロの樹群も含めた洋館正面の景観を保全するため、便益施設の適切な配置や、更新も含めた適切な植栽の管理を行う。</li> <li>・イチョウの大径木は、公開・活用を図りつつも樹勢維持に努める。</li> <li>・トウジュロの樹群は、往時の景観を再現することを目標に、取扱いを検討する。</li> </ul>

表4-1 課題と保存活用方針(2/2)

ゾーン	課題	保存活用の方針
② 建造物を含めた主庭(芝庭)の景観ゾーン	<p>和館(大広間)から書院庭を経て雪見灯籠への眺めを意識した、植栽の維持管理が必要とされる。</p> <p>書院庭には細やかな配石が多く残る。落ち葉などの堆積物で景石が隠れないよう、保存する必要がある。</p> <p>坪庭の景観は和館の大部分が取り壊されたことで、岩崎久彌時代とは変化しているが、和館(大広間)から坪庭への景観についてあまり検討されていない。</p> <p>和館(大広間)西側に配置された石造物・景石・植栽には、経緯不明のものや、戦後に配置されものがある。</p> <p>和館(大広間)の貴重なスペースの半分を売店と飲食の場として常時使用しており、活用について再検討する必要がある。</p>	<p><b>文化財庭園として、岩崎久彌時代の景観・地形の維持・再現に努める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和館(大広間)に付属する書院庭としてのしつらえや、和館(大広間)から芝庭・雪見灯籠への眺めを保全するため、適切な樹木・地被類の管理を行う。</li> <li>・書院庭周辺の刈込み物は高さを整え、繁茂しすぎないように維持し、不適切なものは整理する。</li> <li>・縁先手水鉢を中心とした鉢前や、沓脱ぎ石を始めとする配石を、岩崎家に関連する重要な遺構として保存するため、定期的な清掃などの維持管理作業を行う。</li> <li>・和館(大広間)に存在した坪庭としての雰囲気再現するため、適切な施設の配置を検討し、樹木の管理を行う。</li> <li>・和館周辺の雰囲気再現を考慮し、移設・撤去等も含めて取扱いを検討する。</li> <li>・建造物の保護に配慮した樹木の管理を行う。</li> <li>・和館(大広間)西側も含めた、飲食の場の再配置を検討する。</li> </ul>

東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

<p>② 建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーン</p>	<p>芝庭が復元整備されたことで、公開範囲が広がったが、順路が分かりづらい。</p> <p>往時の排水施設と、新設の配水施設を併用している関係で、排水が不十分な箇所がある。</p> <p>岩崎久彌時代の建造物跡地である西四阿跡、東四阿跡、稻荷神社跡が活かされていない。</p> <p>敷地東側の外周植栽は樹木の大径化・高齢化が進んでいるが、今後の目指すべき樹林の姿が、検討されていない。</p> <p>南側の樹林地は、景石類が集積しており、有効な活用がされていない。</p> <p>附帯園地側の整備された芝庭について、往時の雰囲気を変えないような植栽の維持管理が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観に配慮しつつ案内板の設置などを検討する。</li> <li>・ 洋館・撞球室・和館（大広間）と一体となった明るい芝庭と地形を保全するため、排水施設は適切に維持管理する。</li> <li>・ 和館（大広間）から雪見灯籠、洋館から西四阿跡への眺望を意識し、眺望を遮ることのないよう適切な樹木と芝生の管理を行う。</li> <li>・ 東四阿跡、西四阿跡、稻荷神社跡を岩崎家に関連する重要な遺構として保存し、景観の再現や公開案を検討する。</li> <li>・ 建造物の保護に配慮した樹木の維持管理を行う。</li> <li>・ 雪見灯籠の背景の樹群を、和風の景観を構成する要素として、枝抜き剪定を基本とした自然の形姿づくりを目指す。</li> <li>・ 南側の樹林地は背景樹群としての役割を考慮しつつ、消失した敷地へ続く区域として、往時の雰囲気の再現を含めた公開案を検討する。</li> <li>・ 集積された石造物・景石の適切な管理・活用を検討する。</li> <li>・ 附帯園地は消失した敷地へ続く区域として往時の雰囲気を再現しつつ、来訪者の安全や利便性について配慮する。</li> <li>・ 遮蔽植栽の機能を考慮して、適切な樹木の育成管理を行う。</li> </ul>
------------------------------	---	--

## 3-2 「本質的価値を構成する要素」以外の要素の保存活用の方針

「本質的価値を構成する要素」以外の要素について、保存活用の方向性を、以下に示す。

表4-2 施設ごとの保存活用の方向性

要素		保存活用の方向性
地形・園路	管理所周辺のアプローチ、石積みB～E、西四阿周辺の枯流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和20(1945)年以降に設置の石積みB～Eは、復元も含めた取扱いを検討する。</li> <li>・設置時期などの不明点多いため現状維持を基本とするが、史資料調査を継続し新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。</li> </ul>
植栽	植栽(本質的価値を構成する植栽以外の植栽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財建造物の保存上、枯損木や利用上の危険性がある樹木は、早急に管理を行う。</li> <li>・各区域で再現する景観を考慮して、剪定・更新等の措置を行う。</li> <li>・外周の樹木については、緑量確保や隣接住宅への影響を考慮し、緩衝帯を形成する樹林としての管理を行う。</li> <li>・実生木は適宜撤去する。</li> </ul>
公開・活用施設	掲示板、案内板、解説板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者が本園の価値を理解し、庭園観賞を楽しめるよう、修理・撤去・新設を含め、配置やデザインを見直す。</li> <li>・必要に応じて多言語対応とする。</li> <li>・解説板は、新たな事実が確認された場合には、内容の更新を行う。</li> </ul>
休養施設	ベンチ、縁台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者が快適に庭園観賞できるよう、適切に維持管理する。</li> <li>・来園者ニーズや庭園景観との調和を考慮して、修理・撤去・新設を含め、配置やデザインを見直す。</li> </ul>
便益施設	便所、水屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所は、車回しの景観再現を含めて、配置等を含め改築の検討を行う。</li> <li>・来園者やニーズの多様化に基づき、庭園景観との調和を考慮しながら、水屋の配置・規模を見直す。</li> </ul>
管理施設	表門、給排水管、受電変電設備、赤外線センサー、放送設備、監視カメラ、ロープ柵、垣根、照明灯、ポンプ室および地下貯水槽、放水銃(地下式含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者ニーズの多様化を踏まえ、給排水や電気通信等のインフラの修理・改修を検討する。</li> <li>・表門・人止柵・垣根・照明灯などは安全面や管理・活用に配慮し、必要に応じて更新する。</li> <li>・ポンプ室および地下貯水槽、放水銃(地下式)は、必要な点検を実施し、適切に管理する。</li> <li>・今後、消火設備を更新する際は、煙感知器等への変更を検討する。</li> <li>・外部には、炎感知器の増設を検討する。</li> </ul>
管理運営のための建物	管理所(入口門含む)、旧管理所、倉庫(管理所南側)、倉庫(車回し北側)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者が快適に庭園観賞できるよう、適切に維持管理する。</li> <li>・車回しの再編整備・庭園入口空間の整備の検討の中で、建物の再配置等の検討を行う。</li> <li>・老朽化した建物や現況で機能が不足している建物については、十分な検討を行い、新たな機能の追加や耐震性等安全性の確保、最新設備の導入を行う。</li> </ul>

## V 保存活用計画

### 1. 保存

#### 1-1 本園全体の保存の方法

本園の文化財的価値を高め、広く来園者の利用に供しながら次世代へと継承するため、本園全体に共通する保存の方法を示す。

##### (1) 本質的価値の把握

本園を適切に保存していくためには、本質的価値の明確な理解が不可欠である。

本園は、東京の高台に立地し、その地形を活かし、台地の上に洋館、撞球室・和館（大広間）と芝庭が配置された庭園である。岩崎久彌の邸宅として建設されてから敷地の規模はおよそ4割程に縮小されているが、ジョサイア・コンドル設計の洋館・撞球室と、明治期に活躍した職人の技巧が発揮された和館（大広間）、芝庭、アプローチ、車回し等、岩崎久彌時代の要素が良好に残されており、明治期から昭和初期における財閥当主の生活や思考を現在に伝える貴重な遺構といえる。

保存に当たっては、作庭意図が明確に判明していない限り、適切な保存は難しい。引き続き史料調査を行い、正確な作庭意図の把握に努める。次に、これまでの記録等を調べ、当初の作庭後にどのような作業が加えられたかを確認する。更に、これらを整理して、作庭意図と現況の間にある問題を整理し、これを関係者間の共通認識とする。

##### (2) 地形等の保存

地形（石積擁壁、芝生地と園路の見切り部分、石組み等）は、本園の重要な基盤かつ景観構成要素である。

本質的価値を保存するために現状維持を原則として、毀損箇所があれば修理する。芝生地・園路については、不陸や変形が生じている場合は修理するほか、芝生地と園路の見切り部分の芝のツル切りや、飛石付近などの土砂の流出、踏圧等による園路の不同沈下等があれば修理する。

##### (3) 地下遺構の保存

地下遺構については、発掘調査を行い遺構の状況を記録した後、保存すべき遺構と調査により攪乱された後の遺構と区別できるような状態で保存する。調査結果は記録を残し、後の工事等で攪乱されることのないように適切に保護する。

#### (4) 植物の保存

---

植栽は本園の重要な景観要素であり、作庭意図に沿った維持管理が必要である。史料を参考とし、視点場からの景観を考慮しながら維持管理を行う。本質的価値を構成する植栽については、史料を参考として樹種等を特定し、適切な質や量となるよう目標景観を設定し、計画的に維持管理を行う。

植物の状態が変化し、建造物の保護に支障が出る可能性や、視点場からの景観の阻害、石組みなどの地形への影響、背景樹林の遮蔽機能への影響など、今後発生する問題を想定しながら剪定や伐採、更には更新など適切な方法を図っていく。

園路沿いや建造物周辺の景観木のうち生育不良などが見られる樹木については、生育改善の処置を検討し、それでも難しい場合は更新をするなどの対応を検討する。特に、景観木や大径木など景観に大きく影響を与える樹木の更新に当たっては、視点場からの景観や、園路からのシークエンスなど、来園者にどのような影響を与えるのかなどの検討を行うことが重要である。また、樹木の伐採に当たっては、現状の緑を確保していることも踏まえ、伐採などの理由を整理し、関係者への協議が必要になる。

また、和館（大広間）周辺の地被類・低木類については、往時の植栽位置・範囲や品種など特に不明な点が多い。そのため、原則は現状維持とし、史料等調査を継続し新知見が確認された際には取扱いを検討する。

#### (5) 石碑等の施設の保存

---

本園には、榊原家時代から引き継いだ石碑や、岩崎久彌時代から保存された石造物がある。岩崎久彌時代から配置されているものについては、作庭意図に沿って配置され、風景の点景として成立し、かつ安全に維持されるよう保存する。本園の本質的価値に準じる構成要素のうち経緯不明の景石・石造物については、現状維持を基本とするが、調査を継続し新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。また、毀損や倒壊の恐れ等の異常が確認された場合は関係者と協議の上、修理する。

本園の本質的価値に準じる構成要素のうち、経緯不明の庭園施設（給排水施設等）については、一部活用しているものもあるが、原則は現状維持を基本とする。史資料等調査を継続し、毀損や倒壊の恐れ等の異常があれば修理方法について関係者との協議の上、修理する。

#### (6) 建造物の保存

---

洋館や撞球室、和館（大広間）をはじめ、現存する附煉瓦塀、附洋館北面袖塀等の建造物については、現状を維持し、毀損等が見られる場合には修理を行う。特に、緊急性の高い損傷が発生した場合は、応急的な処置を含め早急な対応を検討する。

※建造物の保存についての詳細は、「重要文化財（建造物）旧岩崎家住宅（東京都台東区池之端一丁目）保存活用計画」を参照すること。

#### (7) その他の施設の保存

---

本園には、上記の施設のほかに、解説板などの公開・活用施設、便所・管理所等の便益施設、ポンプ室等の防災施設、警備機器、外柵等の管理施設など多様な施設がある。それらは、それぞれの機能を常に十分に発揮できるよう日常の保守や維持管理を行い、保存していく。

## 1-2 各ゾーンの保存の方法

各景観ゾーン及び地区区分における保存の方法を以下に示す。

2つの景観ゾーンごとに、課題及び課題を踏まえた保存活用の方針を示す。

### ① アプローチとその周辺の景観ゾーン

アプローチとその周辺の景観ゾーンの保存の方法について地区ごとに分け以下に整理する。



#### A 地区（文化財指定範囲外の管理所周辺の区域）の保存の方法

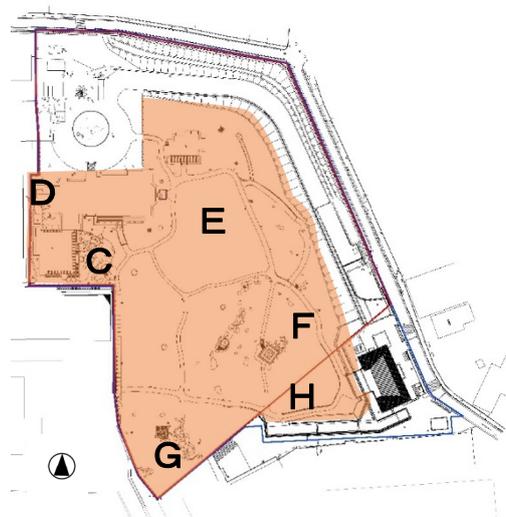
要素	保存の方法
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高中木類は、特に樹勢の維持に留意し、倒木や落枝の可能性がないか、定期的に点検する。異常を発見した際には必要に応じて適切な処置を行う。</li> <li>・ 敷地外の景観への緩衝・遮蔽機能を有する高中木類は、外周や隣接する区域との緩衝帯として環境の保全を考慮した剪定等の適切な措置を行う。</li> </ul>
地形・石組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石積みA～Eは、岩崎久彌時代のものと、昭和20（1945）年以降に設置されたものが混在している。昭和20（1945）年以降に設置のものは、復元も含めた取扱いを検討する。</li> <li>・ 安全面や管理・活用に配慮し必要に応じて、斜面地の丸太土留やしがらみ柵の更新を行う。</li> </ul>

## B 地区（アプローチから車回しまでの区域）の保存の方法

要素	保存の方法
園路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アプローチ・車回しは歩行性等の機能にも配慮しつつ、現状を維持する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財建造物の保存管理上の支障がある樹木や利用上の危険性がある樹木は、早急に必要な措置を行う。</li> <li>・ 高中木類は、特に樹勢の維持に留意し、倒木や落枝の可能性がないか、定期的に点検する。異常を発見した際には必要に応じて適切な処置を行う。</li> <li>・ 敷地外の景観への緩衝・遮蔽機能を有する高中木類は、外周や隣接する区域との緩衝帯として環境の保全を考慮した剪定等の適切な措置を行う。</li> <li>・ イチョウの大径木は、樹勢状況を適宜確認し保護に努める。</li> <li>・ トウジュロの樹群は、景観を再現することを目標とし、植替えを含めた取扱いを検討する。</li> <li>・ アプローチ脇のモッコクを主とした高木類は、間延びしているものが多く、植え替えも含めた改善策を検討する。</li> </ul>
地形・石組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石積みAと玉石縁石は、岩崎久彌時代のものだと考えられるため、現状維持を基本として、毀損している箇所があれば復旧・修理を行う。</li> <li>・ 安全面や管理・活用に配慮し必要に応じて、斜面地の丸太土留やしがらみ柵の更新を行う。</li> </ul>
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地北西角に保管されている景石等は、史資料等調査を継続し、移設を含めた取扱いを検討する。</li> </ul>

② 建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーン

建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーンの保存の方法について、区域ごとに以下に示す。



C 地区（和館（大広間）南東側の区域）の保存の方法

要素	保存の方法
園路等	・ 岩崎久彌時代のもと考えられるので、現状維持を基本とする。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財建造物の保存管理上の支障がある樹木や利用上の危険性がある樹木は、早急に必要な措置を行う。</li> <li>・ モッコクの大木は、樹勢状況を適宜確認し保護に努める。</li> <li>・ その他、中低木・地被類は、和館（大広間）から芝庭への眺望において重要なものとして意識し、現状維持のために補植・植替えも含めた管理を行う。</li> </ul>
地形・石組	・ 岩崎久彌時代の遺構として、現状維持を基本とする。
遺構	・ 毀損している箇所があれば復旧・修理を行った上で、現状維持を基本とする。
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石造物は、岩崎久彌時代から配置されているものなので、現状維持を基本とする。</li> <li>・ 景石について経緯不明のものは、現状維持を基本とするが、史資料調査を継続し、新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。</li> </ul>

D 地区（和館（大広間）北東側の区域）の保存の方法

要素	保存の方法
園路等	・ 昭和 20（1945）年以降に設置された敷石・飛石は、現状維持を基本とするが、史資料調査を継続し新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財建造物の保存管理上の支障がある樹木や利用上の危険性がある樹木は、早急に必要な措置を行う。</li> <li>・ 和館周辺の雰囲気再現を考慮し、剪定や移植・撤去等の措置を行う。</li> </ul>
地形・石組	・ 昭和 20（1945）年以降に設置された石組みは、史資料等調査の継続を行い、移設を含めた取扱いを検討する。
遺構	・ 現存する遺構を保存し、新たな破損が無いよう留意する。
添景物	・ 昭和 20（1945）年以降に設置された景石・石造物は、現状維持を基本とするが、史資料等調査の継続を行い、移設を含めた取扱いを検討する。

## E 地区（撞球室・稲荷神社跡・雪見灯籠周辺の区域）の保存の方法

要素	保存の方法
園路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行性等の機能に配慮しつつ、現状を維持する。</li> <li>・ 芝生地と園路の見切りは状況を適宜確認し必要に応じて、芝のツル切り、補植を行う。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財建造物の保存管理上の支障がある樹木や利用上の危険性がある樹木は、早急に必要な措置を行う。</li> <li>・ 敷地外の景観への緩衝・遮蔽機能を有する高中木類は、外周や隣接する区域との緩衝帯として環境の保全を考慮した剪定等の適切な措置を行う。</li> <li>・ 撞球室北側のケヤキは、樹勢状況を適宜確認し保護に努める。</li> <li>・ 芝庭内のヒマラヤスギは、枝葉が密にならないように枝抜きや切り戻しを行い、円錐形の軽快な形姿になるよう育成管理する。</li> <li>・ 稲荷神社跡周辺の樹群は、隣接する区域(B地区)との緩衝帯として環境の保全を考慮し、剪定等の適切な措置を行う。</li> <li>・ 雪見灯籠周辺の高木は、低木・地被類の生育に配慮し、自然の形姿づくりを目指すべく定期的に剪定管理し、林床への日照を確保する。</li> <li>・ 雪見灯籠周辺のサツキツツジの刈込みは、石組みの根締めとしてH=300～400mmを維持し、平面的・断面的に柔らかな弧を描くように刈込み、断面的に半月型になるように維持する。</li> <li>・ 芝生地は状況を適宜確認し必要に応じて、管理を行う。</li> </ul>
地形・石組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毀損している箇所があれば復旧・修理を行った上で、現状維持を基本とする。</li> <li>・ 経緯不明のものは、現状維持を基本とするが、史資料調査を継続し新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。</li> </ul>
遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲荷神社跡の環境の保全、管理・活用を考慮して、史資料調査の継続を行い、遺構の適切な保存や跡地の適切な整備方法を検討する。</li> <li>・ 毀損している箇所があれば復旧・修理を行った上で保存する。</li> <li>・ 配水施設は、不明点も多いため史資料調査等の継続を行い、新知見が得られた際には保全・管理・活用の点から、取扱いを検討する。</li> </ul>
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩崎久彌時代から配置されているものは、現状維持を基本とする。</li> <li>・ 毀損している箇所があれば復旧・修理を行う。</li> <li>・ 経緯不明のものは現状維持を基本とするが、史資料等調査の継続を行い新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する</li> </ul>

東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

F 地区（東四阿跡・班女塚周辺の区域）の保存の方法

要素	保存の方法
園路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行性等の機能に配慮しつつ、現状を維持する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構の保存管理上の支障がある樹木や利用上の危険性がある樹木は、早急に必要な措置を行う。</li> <li>・ 敷地外の景観への緩衝・遮蔽機能を有する高中木類は、外周や隣接する区域との緩衝帯として環境の保全を考慮した剪定等の適切な措置を行う。</li> <li>・ 班女塚、東四阿周辺の環境の保全、管理・活用を考慮して、剪定・撤去等の措置を行う。</li> <li>・ 東四阿南側のアカマツは、林縁側は下枝を残し、林内は下枝上げを行いつつ自然風の笠松仕立てに育成管理する。</li> <li>・ 雑木類は自然風の形姿になるよう、枝抜き剪定を基本とする。</li> <li>・ 樹林地内のツツジは玉仕立てに剪定する。</li> </ul>
地形・石組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明点も多いため現状維持を基本とするが、史資料調査の継続を行い新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。</li> <li>・ 班女塚周辺は、岩崎久彌時代の遺構の可能性のあるものとして、現状維持を基本とする。</li> <li>・ 東四阿傍の石組みは岩崎久彌時代のものではないが、東四阿周辺の雰囲気損なうものではないとして、現状維持を基本とする。</li> </ul>
遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東四阿跡は、史資料等調査を継続し、遺構を適切に保存すると共にその活用を考慮し、建造物等の復元を含めた跡地の適切な整備・管理方法を検討する。</li> </ul>
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩崎久彌時代から配置されているものは、現状維持を基本とする。</li> <li>・ 岩崎久彌時代と設置位置が異なるものについて、移設を含めた取扱いを検討する。</li> <li>・ 経緯不明のものは現状維持を基本とするが、史資料等調査の継続を行い新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。</li> </ul>

## G 地区（西四阿跡周辺の区域）の保存の方法

要素	保存の方法
園路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行性等の機能にも配慮しつつ、現状を維持する。</li> <li>・ 岩崎久彌時代のものと考えられる飛石は、現状維持を基本とする。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構の保存管理上の支障がある樹木や利用上の危険性がある樹木は、早急に必要な措置を行う。</li> <li>・ 敷地外の景観への緩衝・遮蔽機能を有する高中木類は、外周や隣接する区域との緩衝帯として環境の保全を考慮した剪定等の適切な措置を行う。</li> <li>・ 西四阿周辺の環境の保全、管理・活用を考慮して、剪定・撤去等の措置を行う。</li> </ul>
地形・石組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西四阿南側の石組みは昭和 20（1945）年以降に設置されたものではあるが、経緯不明な部分もあるため、現状維持を基本とする。 史資料等調査を継続し新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。</li> </ul>
遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西四阿跡は史資料等調査を継続し、遺構を適切に保存すると共にその活用を考慮し、建造物等の復元を含めた跡地の適切な整備・管理方法を検討する。</li> </ul>
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩崎久彌時代から配置されているものは、毀損している箇所があれば復旧・修理を行った上で、現状維持を基本とする。</li> <li>・ 経緯不明のものは現状維持を基本とするが、史資料等調査の継続を行い新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。 岩崎久彌時代と設置位置が異なるもの、経緯不明のものについては、現状維持を基本とするが、史資料調査を継続し新知見が得られた場合や、敷地の拡張等が可能となった際には、移設を含めた取扱いを検討する。</li> </ul>

東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

H 地区（管理所西側の区域）の保存の方法

要素	保存の方法
園路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行性等の機能にも配慮しつつ、現状を維持する。</li> <li>・ 芝生地と園路の見切りは状況を適宜確認し必要に応じて、芝のツル切り、補植を行う。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用上の危険性がある樹木は、早急に必要な措置を行う。</li> <li>・ 敷地外の景観への緩衝・遮蔽機能を有する高中木類は、外周や隣接する区域との緩衝帯として環境の保全を考慮した剪定等の適切な措置を行う。</li> <li>・ 令和4（2022）年度の復元整備によって植栽した東四阿南側の樹木（アカマツ、シデ、ヤマザクラ等）は、アカマツを主体とした雑木景観を目標として、自然風の剪定管理を行う。</li> <li>・ 上記（アカマツ、シデ、ヤマザクラ等）以外の落葉高木は、外部の景観との緩衝機能も兼ね備えているため、基本的に芯止めや切り戻し剪定を行わない。</li> <li>・ 上記以外の常緑高木は、樹高の制限は現時点でないが、大きく枝を切り戻すことがないよう数年に一度剪定を行い、落葉樹や低木地被を被圧しないように育成管理する。</li> <li>・ 樹林地内のツツジは玉仕立てに剪定する。</li> <li>・ モミジ、サクラ類は下枝の低い自然樹形となるよう下枝を発達させ、利活用に支障のない範囲で園路や広場を覆うように剪定管理を行う。</li> </ul>
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩崎久彌時代から配置されているものは、現状維持を基本とする。</li> </ul>

## 1-3 保存・管理作業内容一覧

本園における標準的な保存・管理作業内容について表5-1、2に示す。

また以下の作業内容のうち、植栽の伐採・補植、工作物の補修・更新などは、現状変更の申請が必要な場合もあるため、作業を行う際は事前に関係機関に確認のうえ行うこと。

表5-1 標準的な保存・管理作業内容 (1/2)

種別	作業項目	内容	回数・補修サイクル	
植物管理	除草	美観維持のために行う。手刈り又は機械刈りで行う。	適宜	
	草刈	草地を手刈り、機械刈りにて行う。	適宜	
	草本	芝刈	芝庭、車回しの芝生地の芝刈りを手刈り又は機械刈りで行う。また、芝庭内の芝生地と園路の見切り部分を明確にするための、芝のツル切りを行う。	12回/年
		笹類刈込 笹類剪定	美観維持のため、アプローチ、和館前庭の笹類の刈込み、移植、補植を行う。	適宜
	草本類補植		土留め、修景などのための草本を植栽する。	適宜
	株物	手入れ	ツツジ類、ボタン等を中心に剪定・施肥・マルチング・除草灌水・花がら取り・薬剤散布などを行う。	適宜
		補植	枯損木等の代替、表土保全、修景のために行う。基本的には、既存樹種で補植する。	随時
		移植	修景上及び、工事等の障害となる物を対象とする。	適宜
	樹木手入れ		モッコク、イチョウ、マツ、モミジ、サクラなど修景上重要な樹木の剪定を行う。併せてヤゴ取りや、景を阻害する下枝の除去を行う。	1～2回/年 (ヤゴ取り随時)
	樹木処理	枯損木処理	病虫害等で立ち枯れた樹木の伐採処理（伐採許可を含む）を行う。	随時
		支障木処理	石積みや遺構、建築物に障害をきたす樹木の整理（伐採許可を含む）を行う。	適宜
		枯枝撤去	安全管理の一貫として落下による事故防止のため実施する。	随時
		実生木処理	トウネズミモチ、エノキ、シラカシ、アオキ等、実生木を除去する。	適宜
	落葉収集・清掃		園路、芝生地、流れなどの機能確保、景観維持のため実施する。	適宜
施設管理	建築物	建具 床、壁、柱、 屋根	立て付け、張り替え等の修繕をはじめ、建築物の建具等の故障、破損等の部分補修、電球交換など。 ※詳細な管理作業については建造物編を参照すること。	適宜
		ロープ柵	損傷・劣化箇所の部分補修を行う。	部分補修は随時
	工作物補修	関守石 丸太柵 ナナコ垣 四つ目垣 建仁寺垣 板塀	安全管理及び美観維持のため、古くなった材の更新や、損傷・劣化箇所の部分補修を行う。 垣各種とも材料、形状寸法、延長などは既設のとおり。 板塀などの更新を行う場合は専門業者に依頼する	ナナコ垣： 1回/年 その他垣根類： 1回/5年 部分補修：随時 板塀等： 1回/5年
		案内板 サイン類 掲示板	安全管理及び美観維持のため、古くなった材の更新や、損傷・劣化箇所の部分補修を行うほか、庭園内の施設や管理運営、入園料金などの内容に変更が生じた場合に随時更新を行う。 庭園内及び上野公園内に設置する工作物として、意匠、材料、位置には配慮する。	1回/7年
		井戸蓋 柄杓	安全管理及び美観維持のため、古くなった材の更新や、損傷・劣化箇所の部分補修を行う。	1回/年 部分補修：随時
		縁台	木製品を主体として、意匠、材料、設置個所など景観に支障しないよう配慮し新設する。	1回/7年

東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

表5-1 標準的な保存・管理作業内容（2/2）

種別	作業項目	内容	回数・補修サイクル	
	集積所 ストックヤード	意匠、材料、設置箇所など景観に支障しないよう配慮し、補修や更新を行う。	1回/10年	
施設管理	工作物補修	土留石積 丸太土留 しがらみ柵	土留類は主にアプローチ西側斜面地の表土保全のため、古くなった材の更新や、損傷・劣化箇所の部分補修を行う。	1回/5年 土留め 1回/3~4年
		未舗装園路 砂利舗装	園路は清掃を行うほか、土園路及び砂利について不陸整正・水溜りの解消等を行う。	随時
		飛石・縁石	縁石、延段、飛石、土居木階段のごく部分的な補修は随時行う。 痛みの激しい飛石、縁石、土居木階段の補修は優先度の高い順から、毎年継続し補修する。	随時
		栗石	泥や落葉の堆積を防ぐため、和館前庭と坪庭、雪見灯籠下の栗石の清掃（グリ返し）を行う。	1回/年
		景石・石組み 石造物	清掃を行うほか、石碑、石灯籠、多層塔等について歪み・緩み・傾き・ひび割れ等の日常点検を行う。	随時
		鉢前	主に水を溜めている鉢前について、清掃等のメンテナンスを行う。	適宜
		四阿跡 稲荷神社跡	清掃を行うほか、歪み・緩み・傾き・ひび割れ等の日常点検を行う。	随時
		排水側溝 排水管 集水枿 給水管 各種枿蓋	清掃等のメンテナンスを行う。 側溝や集水枿、各種枿蓋のごく部分的な補修は随時行う。 特に開園前から設置されている施設の損傷・劣化等の日常点検を行う。	随時
		照明灯 放送設備	清掃、日常点検、故障等の対応を行う。	随時
		受電変電設備 防災設備（ポンプ、放水銃）	※詳細な管理作業については建造物編を参照すること。	補修は適宜
		各種塗装	門、灯具、木塀等を対象とし、状況に応じて再塗装する。	1回/7年
風物演出	植物	松の雪吊り コモ巻き、ワラ ボッチ 霜除け 門松 早春寄植え 七夕飾り(竹)	伝統技術の伝達として毎年実施する。 風物詩、点景物として園内各所を対象として実施する。	1回/年
	施設	野点傘 緋毛氈縁台 和傘	撮影スポットとして野点傘、緋毛氈を敷いた縁台をセットして和館前庭付近に配する。 夏の日除けとして、和傘を貸し出す。	2回/年
管理運営	催物	正月開園 門松見学会	伝統技術の伝達、一般来園者に向けたイベントとして実施する。	1回/年
	仮設物	制札板 催物案内板 仮柵	制札板は工事の迂回路案内や臨時呼びかけのために設置する。 催物案内板は立て看板程度のものを庭園入口、上野公園内に表示する。 仮柵は災害時あるいは、作業の安全確保のための施設として設置する。	適宜
	清掃	園地 諸施設	開放園として相応しい清掃を行う。	随時

## 1-4 防災・防犯の管理方法

---

地震、気象災害、防火、防犯などに対する管理方法を以下に示す。

### 1) 想定される災害

各様な自然・人的災害から文化財を守るよう措置する。

想定災害 気象：地震、台風、大雨、大雪、落雷、大気汚染

火災：内因（漏電、失火）、外因（放火、延焼）

防犯：毀損、盗掘、放火

### 2) 地震対策

関係者と協力して消火・避難誘導等を行うとともに、文化財（建造物）とその部材、庭園の保護に努める。要配慮者は管理所で保護し、来園者への情報提供も管理所付近で行う。

主要構造物が大きく破損した場合は、支柱・ワイヤー等による支持、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する養生、立ち入り制限等の措置を取る。

### 3) 気象災害対策

#### i) 台風等

甚大な被害が想定される台風等に対しては、気象情報、特に警報等に留意し、適切に対応する。文化財（建造物）に影響を及ぼす範囲にある樹木は、倒木等により被害を及ぼすことのないように管理に努める。必要に応じて樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。

#### ii) 雨、大雪等

集中的な降雨では、地表面に雨水が滞水しないように日常的に排水施設を管理する。また、雨水が集まるような場所では、表面排水の処理を行う。

大雪対策として、積雪による建造物や構造物の倒壊、倒木や樹木の枝折れなどに留意するとともに、来園者に危険が及ばないように伐採や剪定などの樹木を管理する。

#### iii) 落雷

重要な建造物については、必要に応じて、落雷により毀損又は延焼しないように避雷施設等の維持管理を行う。

### 4) 防火対策

#### i) 防火体制

所轄消防機関指導のもと、「防火計画（消火計画）」を作成し、本園の防火管理者を定め、初期消火体制及び消火訓練計画を含め必要な事項を記載する。今後の保存・活用の中で状況に応じて見直しを行う。

#### ii) 火気などの管理

火気使用の際の火気管理を厳重にし、火災を未然に防ぐ。敷地内は禁煙とする。敷地内及び建造物内の可燃物の整理整頓を徹底するとともに、燃料類の必要以上の備蓄・堆積を避ける。

## 東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

### iii) 警備

公開時間内は職員による巡回を行い、夜間の警備については警備会社と契約し、常駐職員により巡視等の警備を行う。また主要な部屋については監視カメラを設置する。

### iv) 消火体制

公開時間においては職員等、夜間においては常駐職員による。自動火災報知設備を設置し、初期消火を図ると同時に所轄消防署への通報を行う。

また、所轄消防署の指導のもと、年1回程度の消火訓練を実施する。

### v) 消火設備等の管理

本園に設置されている消火設備（自動火災報知設備）については、必要な点検を実施し、適切に管理する。今後、機器を更新する際は、煙感知器等への変更を検討する。また、外部には炎感知器の増設を検討する。

## 5) 防犯対策

事故防止のための措置として公開時間内は適宜巡回を行うほか、夜間の警備については警備会社と契約し、常駐職員により巡視等の警備を行う。また主要な部屋については監視カメラを設置する。事故があった場合にはその事故歴を記録し、今後の防犯に役立てる。なお、万が一災害等により文化財に被害が生じた場合、直ちに文化財所管部署に報告する。

## 2. 活用・運営

---

### 2-1 本園全体の活用・運営の方法

---

来園者が価値を正しく理解し、庭園を積極的に利用することは、本園の価値が更に高まることにつながる。本園全体における活用・運営の方法について以下に示す。

#### (1) 歴史と庭園特性を活かした活用

---

##### 1) 明治期の邸宅庭園の特徴や見どころを体感させる

本園は、台地の地形を巧みに活かした近代の邸宅庭園としての特徴を示し、主要な要素である洋館、撞球室、和館（大広間）と、主庭である芝庭が現存している。芝庭は、活動の場として活用する西欧文化の利用形態が持ち込まれた初期の事例であり、和洋の要素が地形や樹林で区切られることなく芝庭内に配置されている点で特徴的である。本園には、久彌の暮らした時代から残る樹木や、岩崎家の子供たちが遊んだ景石、岩崎家の造作した四阿跡などが現存するほか、榊原家時代の石造物も庭園の各所に点在している。

このため、本園の活用にあたっては、各建造物や構造物、石造物、地形、植栽などの由来や見どころを知り、その特徴を確認できるよう、解説展示の充実に努めていく。

##### 2) 往時の岩崎家の暮らしぶりを伝える

本園は、往時の岩崎家の暮らしを知るうえで重要な邸宅庭園であると同時に、非日常の際には、地域貢献の場として使用されていた場である。このことを踏まえて、往時の岩崎家の暮らしが追体験できるような活用方法や、岩崎家の地域貢献の記録や当主である久彌の人となりや伝わるような解説展示を検討していく。

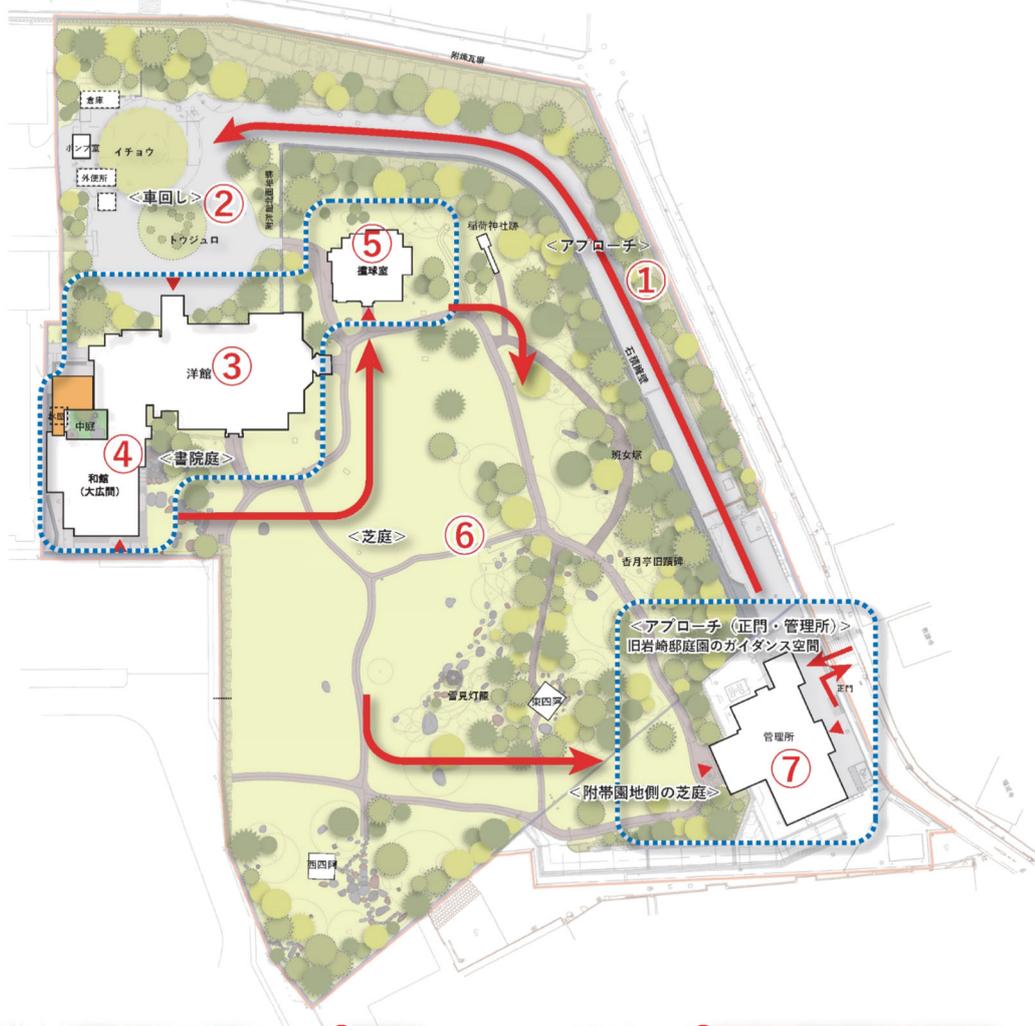
##### 3) 見学の推奨ルートの設定

岩崎家に訪れる賓客は、表門から馬車又は車などで入り、車回しに面する洋館の客用玄関から洋館に入りもてなされた。そこから、洋館に面した芝庭では園遊会を行い、賓客は洋館や撞球室へ招かれ、更に親しい賓客や岩崎家親族などは和館（大広間）へ招かれるなど、邸内の各施設を使用していた。

現在の本園でも、本園の特徴や見どころを余すことなく伝え、往時の岩崎家の暮らしぶりを体感できるよう、岩崎久彌や岩崎家の賓客と同じルートを見学の推奨ルートとした（図5-1）。ただし、バリアフリーの視点から車椅子での見学がより容易であるルートを別途確保する（図3-8）。

# 東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

## <見学のおすすめルート>



① アプローチ



② 車回し



③ 洋館1階



・長いアプローチを車回しまで登り切ると、一気に空間が開け、洋館が現れる。  
 ・洋館内に岩崎家についての概要が分かる展示スペースを設ける。

③ 洋館2階



④ 和館（大広間）



④ 書院庭から芝庭の眺め



・洋館、和館（大広間）、撞球室の順に文化財建造物を鑑賞する。

⑤ 撞球室



⑥ 芝庭



⑦ 管理所ギャラリー



・添景物や植栽を眺めながら芝庭を自由に散策した後、管理所3階から1階出口へ向かう。  
 ・管理所1階のギャラリーでは、岩崎家についての幅広い展示を企画する。

図5-1 見学の推奨ルート図

## (2) 立地の特性を活かした活用

### 1) 都立庭園の中央に位置する立地

本園は、JR山手線・京浜東北線御徒町駅、東京メトロ銀座線上野広小路駅、都営大江戸線上野御徒町駅、東京メトロ千代田線湯島駅などの鉄道路線、都営バスの停留所に近く複数の公共交通機関を利用することができる。本園は、都立文化財庭園の中で中央に位置しているため、これらの交通機関を活用することで、他8庭園のどの庭園にも比較的短い時間で移動することができる。

### 2) 歴史・文化施設等との連携

本園の近隣には、日本で初めて公園に指定された上野恩賜公園がある。上野恩賜公園は台地と不忍池から成り、榊原家の人々も、岩崎家の人々も邸内から不忍池を見渡して楽しんでいた。その他にも岩崎家と由縁のある施設として、岩崎久彌時代に祭りの神輿を車回しまで引き入れた湯島天神などがある。また周辺には、国立西洋美術館、東京国立博物館、旧東京音楽学校奏楽堂、恩賜上野動物園、国立近現代建築資料館、文京ふるさと歴史館などの、日本の歴史や文化、芸術に触れることができる施設等が多く存在している。これらの施設等を本園と共に巡ることで、本園の歴史だけでなく、上野地区の歴史・文化・芸術についての理解がより深まることを期待し、こうした周辺施設とも連携した活用も検討する。

### 3) 観光資源としての活用

本園は以下の周辺自治体により観光名所として紹介されており、地元と連携した活用方法も考えられる。

台東区では、区内の観光名所について4つの周遊コースを公表している。そのうち、本園は上野エリアのまち歩きコースに含まれている。このコースは、上野駅からスタートし、東京国立博物館、上野東照宮、西郷隆盛銅像、清水観音堂、弁天堂、本園、アメ横商店街、上野案内所、2k540 AKI-OKA ARTISAN、御徒町駅まで、見学時間は除き、1時間ほど歩いて移動できるものとして紹介されている。

文京区観光協会では区内の観光名所について4つの周遊コースを公表している。そのうち、本園は文学浪漫コースに含まれている。このコースは、史跡湯島聖堂からスタートし、霊雲寺、湯島天満宮、本園、弥生美術館・竹久夢二美術館、東京大学赤門・心字池、かねやす、旧伊勢屋質店、文京ふるさと歴史館、文京シビックセンター、東京ドームまで、見学時間は除き、1時間40分ほど歩いて移動できるものとして紹介されている。

また、本園を含む上野地区はインバウンド需要の高い地区であることから、外国人来園者も参加しやすいイベントやキャンペーンを開催することで、周辺の観光名所との相乗的な来訪者増加を目指す。また、歴史・文化・芸術に関する活動と連携したイベント等での活用や、外部の団体と連携したレセプション等での活用を進めることで、岩崎家が迎賓の場としても活用した本園とその価値をより多くの利用者に伝える機会とし、庭園の魅力を伝えていく。

### 4) 地域住民との連携

地域住民と連携し、本園の魅力向上と活用の促進を図っていく。

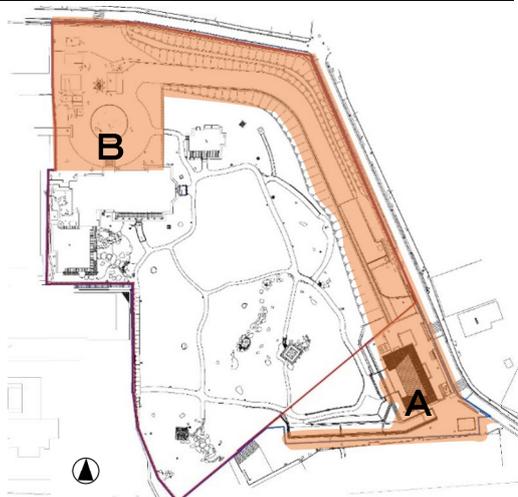
現在の取組みとしては、上野区民館との連携（上野地区児童による清掃活動）、台東区教育委員会生涯学習課との連携（台東区歴史文化探検隊）等が挙げられる。現状の連携をより深め、近隣施設の事業者・市民団体と共同でイベントやキャンペーンを開催することで、より多くの来園者に庭園の魅力を伝えることができる。

## 2-2 各ゾーンの活用・運営の方法

各景観ゾーン及び地区区分における活用・運営の方法を以下に示す。

### ① アプローチとその周辺の景観ゾーン

アプローチとその周辺の景観ゾーンの活用・運営の方法について、区域ごとに以下に示す。



#### A 地区（文化財指定範囲外の管理所周辺の区域）の活用・運営の方法

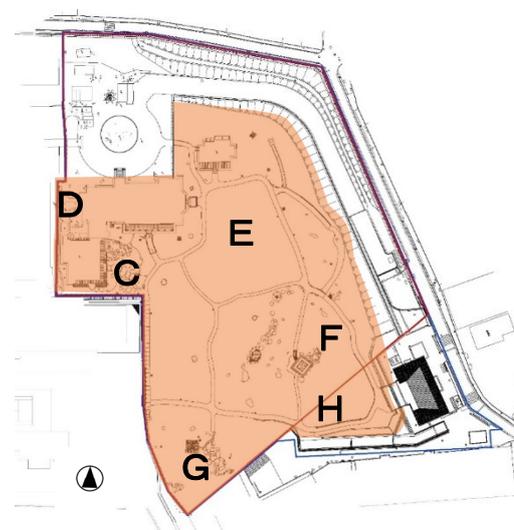
要素	活用・運営の方法
アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>来客をアプローチを経て洋館に迎え入れたという往時の利用導線を活かし、来園者にも同じ導線を利用してもらう。</li> </ul>
建造物 （管理施設等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理所を活用した解説展示、ワークショップを行う。                      &lt;例&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎家の生活やジョサイア・コンドルに関する解説展示</li> <li>岩崎家の社会貢献に関する解説展示</li> <li>復元整備に伴う出土品の展示</li> <li>重要文化財旧岩崎家住宅に関する解説展示</li> <li>都内の文化財庭園と連携したワークショップ</li> <li>「岩崎家ゆかりの地広域文化観光協議会」と連携したワークショップ</li> </ul> </li> <li>岩崎家に関連するグッズの販売は、和館（大広間）から管理所に移すことも検討する。</li> <li>芝庭と一体的に活用した、レセプション等のイベント利用を検討する。</li> </ul>

#### B 地区（アプローチから車回しまでの区域）の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
アプローチ・車回し	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎久彌時代の石垣の特徴について、パンフレットや庭のガイドツアーなどの手法を用いて解説などを行い、来園者の理解を促す。</li> <li>岩崎久彌時代に湯島天神のお神輿を車回しまで引き入れていたという経緯を引継ぎ、地元と連携したイベントの開催を検討する。</li> </ul>
イチョウの大径木	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎久彌時代の構成要素として、イチョウの樹勢維持に配慮しながら一般公開を目標とする。</li> </ul>
附洋館北面袖塀・附煉瓦塀・石積擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎久彌時代の施設として、パンフレットや庭のガイドツアーなどの手法を用いてその価値を解説する。</li> </ul>

## ② 建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーン

建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーンの活用・運営の方法について、区域ごとに以下に示す。



## C 地区（和館（大広間）南東側の区域）の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
建造物 （和館（大広間））	<ul style="list-style-type: none"> <li>和館（大広間）の保存に配慮しつつ、和館（大広間）から庭園を眺めながら飲食を楽しめるような場所を設ける。</li> <li>雛飾り、端午の節句（武者飾り・洋甲冑）、御簾の設置（夏季）等、季節や伝統行事にあわせた企画展などを検討する。</li> <li>和館（大広間）の保存に配慮しつつ、日本の伝統文化（茶道・花道・書道など）の体験教室の開催を検討する。</li> <li>和館（大広間）の全体、または一部について有償（または無償）で貸与する。貸与中の一般公開は、制限することができる。</li> </ul>
鉢前・流れ石組周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間限定の飲食の場（仮設）を設置するなど、来園者が庭園に親しめるような場を設ける。</li> <li>岩崎久彌時代の構成要素として和館（大広間）から雪見灯籠までの眺めの中景としての書院庭の役割などの解説を充実させ、庭園の構成について来園者の理解を促す。</li> </ul>

## D 地区（和館（大広間）北東側の区域）の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
建造物 （管理施設等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域北西（現在の水屋のあたり）に、坪庭を眺めながら飲食を楽しめるような施設の設置を検討する。</li> </ul>
石灯籠	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎久彌時代の構成要素として、パンフレットや庭のガイドツアーなどの手法を用いて解説などを行い、来園者の理解を促す。</li> </ul>

## 東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

### E 地区（撞球室・稲荷神社跡・雪見灯籠周辺の区域）の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
建築物 (洋館・撞球室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>洋館・撞球室は内部を一般に公開するが、管理上の必要に応じて非公開部分を設定する。</li> <li>洋館の塔屋、地下室は原則非公開とするが、特別公開やガイドツアーなどで公開する。</li> <li>洋館の大食堂や撞球室のベランダでのミニコンサート等、イベントの開催を検討する。</li> <li>建築物の保存に配慮しつつ、建築物から庭園を眺めながら飲食を楽しめるようなイベントを検討する。</li> <li>建築物を含む庭園全体のライトアップなど、夜間の利用も検討する。</li> <li>芝庭と一体的に活用した、レセプション等のイベント利用を検討する。</li> </ul>
芝生地	<ul style="list-style-type: none"> <li>芝生地で飲食できる時間（例：キッチンカー等の導入）や、洋館・撞球室を背景に写真撮影ができる時間を設けるなど、サービス度を高めるような運営を検討する。</li> <li>往時の大邸宅の生活を体感できるよう、建築物と一体的に活用する野点・茶会、園遊会（レセプション含む）等のイベントを検討する。</li> <li>歴史・文化・芸術に関する多様なイベントやプログラムなどができる広場として、洋館・撞球室と一体的に活用する。</li> </ul>
雪見灯籠	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎久彌時代の構成要素として、パンフレットや庭のガイドツアーなどの手法を用いて解説を行うなど、来園者の理解を促す。</li> </ul>
稲荷神社跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎久彌時代の施設の跡地として、パンフレットや庭のガイドツアーなどの手法を用いてその価値を解説し、来園者が見学できるようにする。</li> </ul>

### F 地区（東四阿跡・班女塚周辺の区域）の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
東四阿跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎久彌時代の施設の跡地として、往時の姿や、その価値をパンフレットや庭のガイドツアーなどの手法を用いて解説し、来園者が見学できるようにする。</li> </ul>
班女塚 香月亭舊蹟碑	<ul style="list-style-type: none"> <li>榊原家時代からの構成要素として、パンフレットや庭のガイドツアーなどの手法を用いてその価値や謂れを解説し、来園者の理解を促す。</li> </ul>

### G 地区（西四阿跡周辺の区域）の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
西四阿跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎久彌時代の施設の跡地として、往時の姿や、その価値をパンフレットや庭のガイドツアーなどの手法を用いて解説し、来園者が見学できることを目標とする。</li> <li>庭園の景観を復元し、休憩の場として来園者が活用できるよう、復元も検討する。</li> </ul>

## H 地区（管理所西側の区域）の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
芝生地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復元した芝庭に続く芝生地として、活用・運営面から今後の在り方を検討する。</li> <li>・ 管理所3階の休憩スペースと一体的な利用を検討する。</li> <li>・ 芝生地で飲食できる時間（例：キッチンカー等の導入）時間を設けるなど、サービス度を高めるような運営を検討する。</li> <li>・ 管理所3階と一体的に活用した、ワークショップやレセプション等のイベント利用を検討する。</li> </ul>

### 3. 整備

---

#### 3-1 本園全体の整備の方法

---

本園全体に関わる整備の方法について、以下に示す。

##### （1）本園の整備プログラムを作成し、計画的な整備を行う

---

本庭園の復元整備上の大きな課題は、以下の3点である。これらは、整備プログラムを作成し、計画的に整備を行う。

- ① アプローチ、車回しの景観再現に伴う整備については、売札所等の便益施設の機能や園内の来園者動線の確保、イチョウの大径木の樹勢維持について十分に検討した上で、計画的に実施する。
- ② 西四阿周辺の景観再現に伴う整備については、史資料や遺構について十分に調査した上で検討を行う。
- ③ 西四阿、東四阿など岩崎久彌時代の構成要素の復元については、史資料や遺構を十分に調査した上で検討を行う。遺構の保護と庭園景観の保全とが両立できるよう十分に検討し計画的に整備する

##### （2）景の復元に努める

---

庭園の復元においては、「景（景観）の復元」を欠くことはできない。本庭園の景は洋館や撞球室から芝庭を前に広く眺め渡す景観、和館から雪見灯籠周辺を眺める景観、洋館や撞球室と一体となった洋風庭園の景観、園路からのシークエンス景観など多彩な景で構成されている。史資料調査等から改めて解析された「景」の再現については、庭園が目標とする姿の回復・保存の考え方のもと、施設の復元や、樹木の復元や更新等に取り組む。

##### （3）現代のニーズに応える整備を行う

---

旧岩崎邸庭園では、来園者の知的好奇心に応えるべく、建築物内で岩崎家や旧岩崎邸についての映像や展示解説、ガイドツアーを行うとともに、文化財である建築物にちなむイベントや季節の催しなどを行っている。

アンケートなどにより来園者の多様なニーズを把握するとともに、鑑賞を始めとした、庭園を舞台とした多様な楽しみが提供できるよう、文化財の保存と均衡を保ちつつ、体験メニューとプログラムの開発を進め、これらを実施するために必要な機能と施設整備を検討する。これらソフト・ハード整備の対策は、関係者が連携して取り組む。

(4) すべての人がともに楽しむことができるユニバーサルデザインを目指す

---

本園では、既にバリアフリールートの整備を行っているが、来園した人々が、障碍の有無、言語の違い等により不自由を感じることができるだけないように、庭園景観との調和に留意しつつ、誘導標やその他必要な情報提供のための機能整備について、人的な手立て等を柔軟に組み合わせ、整えていく。

(5) 史資料に基づく復元整備を行う

---

復元対象によって史資料の量質に差はあるが、新たな史資料の収集と解析、遺構調査を行い、可能な限り正確な復元整備に努める。

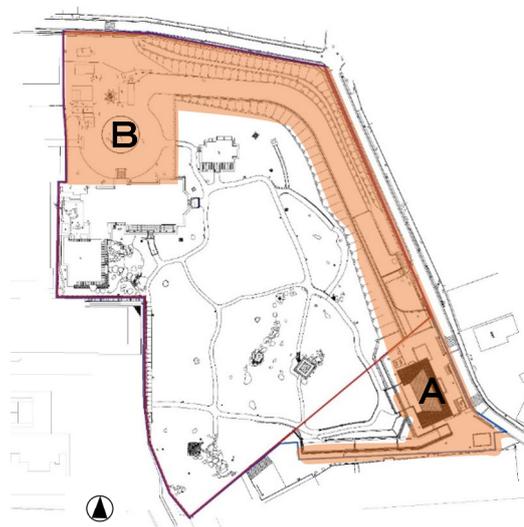
復元整備にあたっては、復元方法等を有識者や関係機関等と協議し、周辺の庭園景観と調和するよう検討する。

### 3-2 各ゾーンの整備の方法

各景観ゾーン及び地区区分における整備の方法を以下に示す。

#### ① アプローチとその周辺の景観ゾーン

アプローチとその周辺の景観ゾーンの整備の方法について、区域ごとに以下に示す。



#### A 地区（文化財指定範囲外の管理所周辺の区域）の整備の方法

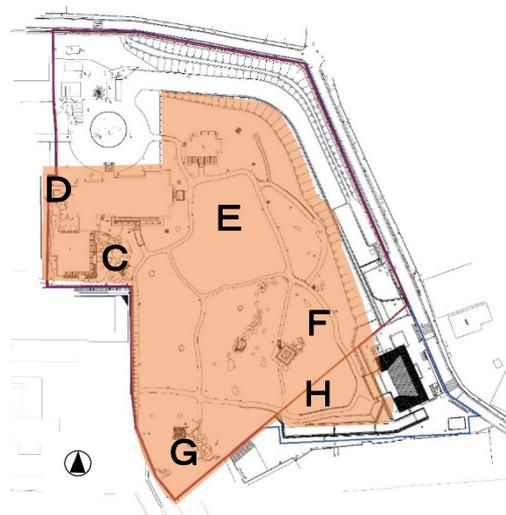
要素	整備の方法
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高中木類は、大径木化・老齢化が進んでいるため、外周や隣接する区域との緩衝帯として意識しつつ、利用者の安全や景観の再現に留意し、更新していく。</li> </ul>
地形・石組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石積みDは、周辺景観との調和の方法を検討する。</li> </ul>
管理運営施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観との調和を目的とし、内門とその周辺の再整備を行う。</li> </ul>

#### B 地区（アプローチから車回しまでの区域）の整備の方法

要素	整備の方法
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高中木類は、大径木化・老齢化が進んでいるため、外周や隣接する区域との緩衝帯として意識しつつ、利用者の安全や景観の再現に留意し、更新していく。</li> <li>・ トウジュロの樹群は、景観を再現することを目標とし、植替えを含めた取扱いを検討する。</li> <li>・ 車回し周辺のモッコクは間延びしているので、大きな切り戻し剪定又は、植替えを含めた取扱いを検討する。</li> </ul>
地形・石組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利便性や管理、活用に配慮しつつ、旧管理所の撤去やその周辺の修景を行い往時の景観に近づける。</li> <li>・ アプローチ・車回しの景観の再現を検討する。</li> </ul>

## ② 建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーン

建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーンの整備の方法について、区域ごとに以下に示す。



## C 地区（和館（大広間）南東側の区域）の整備の方法

要素	整備の方法
整備の対象なし	

## D 地区（和館（大広間）北東側の区域）の整備の方法

要素	整備の方法
管理運営施設	・ 坪庭の景観再現を含めた、和館北側の水屋の拡充を検討する。

## E 地区（撞球室・稻荷神社跡・雪見灯籠周辺の区域）の整備の方法

要素	整備の方法
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現存していないヒマラヤスギ等の、古写真にのみ存在が確認されている樹木は、新知見が確認され次第、復元を検討する。</li> <li>・ 史資料調査を十分に行った上で、傘楓の復元を検討する。</li> </ul>
遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稻荷神社横の手水鉢基礎の修復を行う。</li> <li>・ 撞球室横の岩崎久彌時代の排水枡は、毀損部分を可能な限り修復し、維持管理の観点から必要な場合は関係者と協議のうえ、整備を検討する。</li> </ul>
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手水鉢（水-17番）の修復を行う。</li> <li>・ 雪見灯籠（灯-12番）前の景石の復元を検討する。</li> </ul>

## 東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

### F 地区（東四阿跡・班女塚周辺の区域）の整備の方法

要素	整備の方法
遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史資料調査を十分に行った上で、東四阿の復元を検討する。</li> <li>・ アプローチに繋がる岩崎久彌時代の排水枡は、毀損部分を可能な限り修復し、維持管理の観点から必要な場合は関係者と協議のうえ、整備を検討する。</li> </ul>
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明らかに岩崎久彌時代以前に設置されていないと分かる浮石は移設を検討する。</li> </ul>

### G 地区（西四阿跡周辺の区域）の整備の方法

要素	整備の方法
遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史資料調査を十分に行った上で、西四阿の復元を検討する。</li> </ul>
添景物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 灯籠（灯-19番）の修復を行う。</li> <li>・ 昭和20（1945）年以降に集積した景石・石造物（保管）の移設の検討を行う。</li> </ul>

### H 地区（管理所西側の区域）の整備の方法

要素	整備の方法
整備の対象なし	

## 3-3 整備事業計画

本園の整備に挙げた内容について、短期・中期・長期計画に分けて表5-2に整理する。

短期計画は概ね5年以内、中期計画は概ね10年以内、長期計画はそれ以降を基本方針として実際の復元に当たっては、史資料調査、遺構調査等を行ったうえで、その復元のあり方を検証し、整備を判断する。そのため、その検証状況や社会情勢の変化等により、短期・中期・長期の区分は変わることがある。

表5-2 整備事業計画一覧

	短期計画	中期計画	長期計画
地形			
洋館 (文化財)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階破損箇所の修復</li> <li>・洋館2階床の修復</li> <li>・空調整備(活用)</li> <li>・内装類の修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房の活用整備(活用)</li> <li>・内装類の復原</li> <li>・塗装の塗替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根本修理</li> </ul>
和館 (文化財)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障壁画の修復</li> <li>・杉戸絵の剥落止め</li> <li>・空調整備(活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根本修理</li> </ul>
撞球室 (文化財)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階破損箇所の修復</li> <li>・空調整備(活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装類の復原</li> <li>・外壁修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根本修理</li> </ul>
建造物 (庭園施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲荷神社跡の修復</li> <li>・東四阿跡の修復</li> <li>・西四阿跡の修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附煉瓦塀、附洋館北面袖塀の修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東四阿の復元</li> <li>・西四阿の復元</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トウジュロの更新</li> <li>・車回し周辺のモッコクの樹形再生、又は植替えの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傘楓の復元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化して利用上の危険がある木の更新</li> </ul>
石造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毀損状況の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲荷神社横の手水鉢基礎の修復</li> <li>・手水鉢の修復</li> <li>・岩崎久彌時代の排水枡の修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毀損箇所の修復</li> </ul>
景石		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪見灯籠前の景石の復元の検討</li> <li>・芝庭内の浮石の移設検討</li> </ul>	
公開・活用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園内の誘導板の設置</li> <li>・解説展示の更新</li> </ul>		
便益施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・坪庭の景観再現を含めた和館北側の水屋の拡充(活用)</li> </ul>	
管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧管理所の撤去</li> <li>・消防設備の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備の更新</li> <li>・内門周辺の再整備</li> </ul>	
管理運営のための建物			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧管理所撤去後の車回しの修景</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・西四阿周辺の景観の再現</li> </ul>

※木造建築物については、必要に応じて修復・修繕を行う。

※本園を運営する上で必要となる給排水電気設備等は、必要に応じて修復・改修を行う。

※建造物の詳細については、「重要文化財(建造物)旧岩崎家住宅(東京都台東区池之端一丁目)保存活用計画」を参照すること。